

令和2年度第3回岡山市障害者施策推進協議会次第

令和3年1月20日（水）14時30分～
（勤労者福祉センター 4階大会議室）

1 開 会

2 議 題

- (1) 岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画（案）について

3 閉 会

令和2年度第3回岡山市障害者施策推進協議会配席図

令和3年1月20日(水)14時30分～
(勤労者福祉センター4階 大会議室)

事業者指導課	障害者更生相談所
課長 神原	所長 近藤

こども総合相談所	発達障害者支援センター
所長 江田	所長 杉田

幼保運営課	保育・幼児教育課
課長 福田	課長 山崎

地域子育て支援課	こころの健康センター
課長 藤原	所長補佐 作野

保健管理課	保健所健康づくり課
課長 渡邊	精神保健担当課長 土井

障害福祉課	障害福祉課
課長補佐 堤	係長 足羽

保健福祉局	保健福祉局
部長 宮地	部長 山本

保健福祉局	保健福祉局
次長 河田	局長 福井

障害福祉課	障害福祉課
課長 土井	課長補佐 中村

傍聴者

報道席

横山委員

山本委員
山上委員

宮本委員
根木委員

仲矢委員
永峯委員

秋山委員

植野委員
奥田委員

小森委員
齋藤委員

杉田委員
高山委員

会長

岡山市障害者施策推進協議会 委員名簿

	氏 名	職 名
1	秋 山 哲 生	岡山県障害福祉施設等協議会理事
2	植 野 真寿美	公益社団法人 岡山県看護協会専務理事
3	奥 田 美由紀	岡山市手をつなぐ育成会副会長
4	小 森 清 子	岡山市精神障害者家族会連絡会副会長
5	齋 藤 信 也	岡山大学大学院保健学研究科教授
6	杉 田 美奈子	岡山労働局職業安定部職業対策課課長補佐
7	高 山 学	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会会長
8	永 峯 美智子	岡山県老人福祉施設協議会理事
9	仲 矢 明 孝	岡山大学大学院教育学研究科特任教授
10	根 木 一 江	岡山市民生委員児童委員協議会理事
11	宮 本 敏 行	岡山市障害者団体連合会会長
12	山 上 晃 稔	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会常務理事
13	山 本 真	一般社団法人 岡山市医師会理事
14	横 山 省 子	岡山市愛育委員協議会副会長

(50音順)

岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期
岡山市障害児福祉計画（素案）へのご意見募集の実施概要

1 意見募集期間

令和2年12月1日（火曜日）から令和3年1月8日（金曜日）まで

2 閲覧場所

- ・ 障害福祉課、障害者更生相談所、保健管理課、保健所健康づくり課、こころの健康センター、発達障害者支援センター
- ・ 情報公開室
- ・ 各区役所、各支所、各地域センター、各福祉事務所、各保健センター
- ・ 岡山市ホームページ

3 意見募集結果

- (1) 意見提出数 3件
- (2) 意見件数 30件

※同一の意見提出者から複数項目にわたるご意見を頂いているため、意見提出数と意見件数は一致していません。

4 意見の概要及び意見に対する市の考え方
別紙のとおり

意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	対象箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え
1	障害者プラン P19	<p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 現状と課題</p> <p>○「障害者の相談は、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況によりそれぞれ異なっており、それぞれの支援の必要性に応じた専門的な相談機関が整備されることが必要です」の記載を、「障害者の相談には、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活の状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況により異なる専門性が必要になります。相談機関の専門性を高めるだけでなく、対応が難しい場合にはバックアップできる仕組みを構築する必要があります。」に修正してください。</p>	<p>「障害者の相談には、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活の状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況により異なる専門性が必要になります。相談機関の専門性を高めるとともに、対応が難しい場合にはバックアップできる仕組みを構築する必要があります。」に修正します。</p>
2	障害者プラン P19	<p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 現状と課題</p> <p>○「そのほか、入所施設や精神科病院から地域での生活に移行する人が、家庭での生活が難しい場合や本人の希望などにより独立した生活を希望する場合や、自宅で生活している人が家族状況の変化等により居宅での生活が難しくなった場合などの受け皿として、日常生活の支援を行う共同生活援助についても、拡充を図る必要があります」の記載を、「そのほか</p>	<p>障害福祉サービスの1つである共同生活援助の内容について、さまざまなニーズに対応できるよう幅を持たせた表現にしているため、素案のとおり記載としています。</p>

		<p>本人の希望による家庭からの移行、入所施設や精神科病院からの地域移行、家族の同居が困難になった時や強度行動障害など安定のために統制された環境が不可欠な状況になった時の受け皿にもなるように共同生活援助の拡充を図る必要があります」に修正してください。</p>	
3	<p>障害者プラン P20</p>	<p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 現状と課題</p> <p>○「近年、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害や医療的ケア児者への対応の必要性が高まっています」の記載を、「自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動性障害などの発達障害は学校適応、就労自立への対応の必要性が高まっています。また、近年、医療的ケア児者への支援も強く求められています」に修正してください。</p>	<p>「自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動性障害などの発達障害は学校適応、就労自立への対応の必要性が高まっています。また、近年、医療的ケア児者への支援も強く求められています」に修正します。</p>
4	<p>障害者プラン P22</p>	<p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (3)</p> <p>○強度行動障害について』との項目を設けられたことを評価します。</p> <p>「強度行動障害について、学校教育から福祉サービスへの移行期における支援体制の充実を図るとともに、強度行動障害支援者養成研修等への参加を促し事業所での対応力を向上することで、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます」の記載を、「強度行動障害については、</p>	<p>強度行動障害の項目追加について、評価をいただきありがとうございます。いただいたご意見を参考に、今後の施策へ反映してまいりますと考えております。</p>

		<p>強度行動障害支援者養成研修等への参加を促し事業所での対応力を向上します。</p> <p>また学校教育から福祉サービスへの移行が適切に行われるように、児童期にかかわる教員や障害児サービスの事業所に対して自閉スペクトラム症や知的障害の対応についての基本的な研修を行います」に修正してください。</p>	
5	<p>障害者プラン P38</p>	<p>8 教育の振興（1）</p> <p>○「施策の方向性」において、学校からの相談窓口については書かれているが、親からの相談窓口についても記載してください。</p>	<p>親からの相談については、情報と課題を共有するため、まずは学校にご相談いただきたいと考えております。問題解決のために教育以外の支援が必要な場合は、関係機関が連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p>
6	<p>障害者プラン P39</p>	<p>8 教育の振興（2）</p> <p>○「専門機関と連携し、指導支援の充実を図ります」と追加してください。</p>	<p>専門機関と連携しての指導支援の充実は大変重要と考えます。専門機関との連携については、（1）の具体的な施策の2つ目、医師、大学教員、特別支援学校教員、関係機関職員等の専門家による相談・支援体制を整備することで充実を図ります。</p> <p>また、学校現場での特別支援教育の質の向上については、専門性の向上を目指した研修や、「特別支援教育の支援の視点を生かした授業づくり実践研究」の取り組み等により図るものと認識しています。</p>

7	障害福祉 計画・障 害児福祉 計画 P54	<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>基幹相談支援センターの設置は、地域の相談支援の質の向上に有効と考えます。</p> <p>しかしそれだけでは強度行動障害への対応としては不十分です。困難な方への対応が後回しにならないように、</p> <p>(2) 施策の方向性のア、イの後に、ウとして以下の項目を追加してください。</p> <p>「ウ 困難な事例に積極的に取り組むには、事業所等における実践的アプローチを助言するなど相談支援機関をバックアップできる仕組みが必要です。そのために、医療と福祉領域からなる発達障害支援についての専門性の高いチームを構成し設置します。」</p>	<p>この項目では、相談支援体制全般についての施策の方向性を示しています。</p> <p>強度行動障害への対応については、いただいたご意見を参考に、P73～74の「発達障害者等に対する支援」の中に追加修正します。</p>
8	障害福祉 計画・障 害児福祉 計画 P67	<p>(4) ウ</p> <p>○「基幹相談支援センターと連携し、強度行動障害や医療的ケアなど、専門性の高い相談や・・・」の記載を「医療機関や発達障害支援センターと連携し、強度行動障害や医療的ケアなど専門性の高い相談・・・」に変更してください。</p>	<p>「基幹相談支援センターや医療機関、発達障害支援センターとも連携し、強度行動障害や医療的ケアなど専門性の高い相談・・・」に修正します。</p>
9	障害福祉 計画・障 害児福祉 計画 P67	<p>(2) 現状と課題</p> <p>強度行動障害についても対応できるような相談支援体制を充実させることについて言及されたことは評価します。</p> <p>カとして以下の項目を追加してください。</p>	<p>この項目では、相談支援サービス全体についての現状と課題を記載しています。</p> <p>強度行動障害への対応については、いただいたご意見を参考に、P73～74の「発達障害者等に対する</p>

		「カ 不適切な支援が繰り返されることは、強度行動障害など困難な状況に陥ることにつながります。事業者が自閉症特性の理解と基本的支援スキルを獲得することにより、行動障害を予防し、安定した生活につながる相談支援が可能となります。」	支援」の中に追加修正します。
10	障害福祉計画・障害児福祉計画 P78	（４）見込量確保のための方策 イについて以下の通り加筆修正してください。 「イ 基幹相談センター及び地域生活支援拠点において、定期的に人材育成研修やOJT研修を行います。特に強度行動障害等の対応力向上を目指して、発達障害者支援センターが中心となって、医療、福祉、教育等の専門性の高いチームを構成し、事業所等に訪問して技術指導するなど、事例の問題解決を実現する研修を行います。」	この項目では、相談支援体制の充実・強化のための取組について全体的な見込量確保のための方策を記載しています。 強度行動障害への対応については、いただいたご意見を参考に、P73～74の「発達障害者等に対する支援」の中に追加修正します。
11	障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画 全体	地域移行に際しての支援がバラバラで、つまづいた時に誰が責任を取るのか全然不明で、ツケが親に回り、採るべき道筋がわからずひきこもりとなる。ワンストップ・多職種でのサポート、リーダーは誰でどのように進めていくのかのシステムを作っていただきたい。	全国的に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が進められているところであり、精神障害者の退院支援や地域生活支援を推進していくため、今後も、病院や地域援助事業者、岡山県等との連携を強化しつつ支援に取り組むとともに、支援に関わる人材の育成に取り組んでまいります。
12	同上	訪問診療が患者に合わない場合、診療先	診断や治療内容は医師の裁量に

		<p>を変える時に必要以上の囲い込みをし、患者にストレスをかける診療所の罰則、再研修をしてほしい。</p>	<p>委ねられており、行政はその内容についての適否を判断する権限を有していません。</p>
13	同上	<p>患者家族に説明のない薬を投薬、身体に不調を与える。訪問診療が対応不可能な時には、すぐ別の組織に応援を頼む。自分のところで抱え込み重症にしないシステムづくりをお願いしたい。</p>	<p>診断や治療内容は医師の裁量に委ねられており、行政はその内容についての適否を判断する権限を有していません。在宅医療に係る課題については、今後も、保健・医療・福祉の連携の推進に取り組んでまいります。</p>
14	同上	<p>相談支援員が未熟な場合、逆に二次被害が起きる。支援員の教育充実をお願いしたい。</p>	<p>素案の P67 や P78 に示しているように研修等により人材育成を図りサービスの質の向上に取り組みます。</p>
15	同上	<p>患者優先というが尻の始末は親に来る。柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>患者の意向も大切にしながら、家族間の調整にも取り組んでまいります。</p>
16	同上	<p>薬優先の治療から患者の話をもっとゆっくり聞く。この方向に治療を進める報酬の在り方。家族支援を最初からやる、これも治療の中身に加えていただきたい。</p>	<p>治療方針については、主治医と患者及び患者家族の話し合いにより決定されるべきものと考えます。なお、現状の診療報酬制度において、通院時の診察時間に応じた報酬加算や、家族への訪問看護に係る診療報酬が設けられているところです。</p>
17	同上	<p>精神科病院での外出制限が厳しく、入院後の在り方が退院後より社会性が無くなり苦勞をする。精神科医療の在り方を国として改善すべき教育を提言していただきたい。</p>	<p>入院期間が長引くことにより、退院意欲や社会性が低下していくことは問題であると考えており、国の診療報酬制度においては、入院期間が一定期間を過ぎた場合の</p>

			診療報酬の減額や、長期入院患者数の減少に対する加算など、早期退院への一助となる制度が設けられているところです。
18	同上	地域で生活できるため、孤立しないため、ひきこもらないためにサポートの中身をもっと細かく丁寧に作り上げていただきたい。	全国的に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が進められているところであり、精神障害者の退院支援や地域生活支援を推進していくため、今後も、病院や地域援助事業者、岡山県等との連携を強化しつつ支援に取り組むとともに、支援に関わる人材の育成に取り組んでまいります。
19	同上	家族会の援助、B型作業所の収益第一主義により、おちこぼれひきこもりとなる統失患者の救済のため、居場所づくりに支援を要望する。	精神障害者が安定して地域で生活を続けていく上で、家族は最も重要な役割を担うことから、家族会に対して引き続き支援してまいります。また、適切な障害福祉サービスや居場所については適宜相談に応じてまいります。
20	同上	精神科病院の長期入院患者の退院・外出に向け、外部の支援を入れる。	長期入院患者の退院促進については、岡山市こころの健康センターが病院と協働し、退院意欲の向上や障害福祉サービス事業者とのマッチング等の必要な支援を行っていることとあり、今後も引き続き取り組んでまいります。
21	同上	入院患者の、初期から家族を巻き込んだ治療をする。	治療方針については、主治医と患者及び患者家族との話し合いに

			より決定されるべきものであると 考えます。
22	同上	薬の多量多剤処方に対するチェックシ テムを作る。	薬は患者の症状や状態に応じ て、医師の判断により処方される ものですが、国においては、抗精神 病薬の適切な処方を促す観点か ら、多剤・大量処方が行われている 患者に対する診療報酬上の評価の 見直しが行われているところで す。
23	同上	一人ひとりに対する支援員を増やす。	素案の P67 や P78 に示している ように研修等により人材育成を図 りサービスの質の向上に取り組み ます。
24	同上	自立支援施設の拡充、支援員の研修、給 与アップ。	素案の P65 に示しているように 居場所の確保や共同生活援助の整 備を進めます。支援員の研修につ いては、P67 に示しているように研 修等により人材育成を図りサービ スの質の向上に取り組みます。ま た、P67 に示しているように報酬体 系の見直し等について、国に対し て要望していきます。
25	同上	障害者を支援する作業所職員、P S W、 支援員の教育の充実。	素案の P67 や P78 に示している ように研修等により人材育成を図 りサービスの質の向上に取り組み ます。
26	同上	家族に対する相談業務に対する報酬の付 与。	基本相談支援であれば、障害児 の保護者又は障害者等の介護を行 う者からの相談に応じることとな

			っています。
27	同上	障害者の地域での居住に対する支援。快適な住居を。	素案のP65に示しているように、施設から地域移行するにあたっては、共同生活援助などが受け皿となることが考えられます。共同生活援助の整備にあたっては、事業の優先度が高いことから、積極的に事業者への働きかけを行ってまいります。
28	同上	ピアサポーターの研修と資金。	ピアサポーターの養成・派遣事業に取り組んでいるところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。
29	同上	障害者の家族によるピアサポーターの養成支援員となれるシステムづくり。それに対する資金付与。	今後の施策の参考にさせていただきます。
30	同上	訪問診療所の育成、開設、研修を増やし、入院でなく、地域での生活ができるよう応援する。	地域で安心して生活していくために、訪問診療の充実は重要なことであると考えております。今後も精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進してまいります。

岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画 素案からの修正点 新旧対照表

修正前(素案)	修正後(案)
<p>P19</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>現状と課題</p> <p>○ 障害者の相談は、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況によりそれぞれ異なっており、それぞれの支援の必要性に応じた専門的な相談機関が整備されることが必要です。</p> <p>P20</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>現状と課題</p> <p>○知的障害、身体障害、精神障害、難病に加え、近年、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害や医療的ケア児者への対応の必要性が高まっています。</p> <p>P22</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>(3)障害福祉サービス等の充実</p>	<p>P19</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>現状と課題</p> <p>○ 障害者の相談には、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活の状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況により異なる専門性が<u>必要</u>になります。<u>相談機関の専門性を高めるとともに、対応が難しい場合にはバックアップできる仕組みを構築する必要があります。</u></p> <p>P20</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>現状と課題</p> <p>○知的障害、身体障害、精神障害、難病に加え、<u>自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動性障害などの発達障害は学校適応、就労自立への対応の必要性が高まっています。</u>また、近年、<u>医療的ケア児者への支援も強く求められています。</u></p> <p>P22</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>(3)障害福祉サービス等の充実</p> <p>施策の方向性に以下の文言を追加</p>

P24

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(5)障害のある子どもに対する支援の充実

・発達障害を専門とする職員が学校園より要請を受けて出向き、研修を実施します。現場職員の資質向上を図り、発達障害のある児の適応や自立の促進へとつなぎます。

・発達障害のある児の保護者支援を目的に、プレ療育(就学前)、親子の遊びの場などの機会を提供します。

P26

6 保健・医療の推進

特に障害福祉サービス等を提供する上で、早急な対応が求められている課題の一つに強度行動障害への対応があります。

強度行動障害とは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり、物を壊したり、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

対象者は少数ですが、処遇の困難な事例が多く、高度な専門性と対象者に特化した環境調整が求められます。

今後、基幹相談支援センターや医療機関、発達障害者支援センターとも連携し、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、定期的な研修を行うことで、予防的な視点や基本的スキルを共有します。

P24

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(5)障害のある子どもに対する支援の充実

・発達障害を専門とする職員が学校園より要請を受けて出向き、研修を実施します。現場職員の資質向上を図り、発達障害児の適応や自立の促進へとつなぎます。

・発達障害児とその保護者の支援を目的に、プレ療育(就学前)、親子の遊びの場などの機会を提供します。

P26

6 保健・医療の推進

現状と課題

P28

6 保健・医療の推進

(3)イ<具体的な施策>

P33

7 雇用・就業、経済的支援

現状と課題

- 就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所等の福祉施設を利用す

現状と課題

現状と課題に以下の項目を追加

○ 発達障害に関しては、正しい理解と専門性の高い支援が必要となるため、地域における関係機関や支援者に対して、より専門性の高い対応力が求められています。

○ 幼児期から成人期における各ライフステージに対する一貫した支援を行うため、関係機関によるネットワークの構築と共に行動障害等の困難事例に対して、福祉・医療・教育と行政が連携し、専門性の高い支援が提供できる体制が必要です。

P28

6 保健・医療の推進

(3)イ<具体的な施策>

具体的な施策に以下の項目を追加

・発達障害児とその保護者に対する早期からの専門的な支援が行われるよう、医療・福祉・教育等に向けての研修を行うとともに、地域支援体制の強化を図ります。

P33

7 雇用・就業、経済的支援

現状と課題

- 就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所等の福祉施設を利用す

る障害者が増えており、これらの福祉施設から一般就労へ移行する障害者の数は増加傾向にあります。その一方で、就労継続支援A型事業所の利用者は平成29年度をピークに減少傾向となっています。これは、平成29年の制度改正により、事業収入による健全な経営を促すため、訓練等給付費の賃金への充当を禁止したことが主な原因と考えられます。

P39

8 教育の振興

<具体的な施策>

P66

4 相談支援

(2) 現状と課題

イ 計画相談支援の利用者数は、増えてきていますが、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、計画相談支援を実施する体制の整備を進め、必要に応じて計画相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

る障害者が増えており、これらの福祉施設から一般就労へ移行する障害者の数は増加傾向にあります。その一方で、就労継続支援A型事業所の利用者は平成29年度をピークに減少傾向となっています。これは、平成29年の制度改正により、事業収入による健全な経営を促すため、訓練等給付費の賃金への充当を禁止したことに伴い、事業所が減少したことが原因の一つと考えられます。

P39

8 教育の振興

<具体的な施策>

具体的な施策に以下の項目を追加

・相談支援ファイル「りんくる」を活用した切れ目ない支援が継続するよう相談窓口や関係機関への普及啓発を行います。

P66

4 相談支援

(2) 現状と課題

イ 計画相談支援を受けず自分でサービス等利用計画を立てている障害者のセルフプラン率は、令和2年9月末現在で約39%となっており、全国平均(令和元年度15.9%)と比べて高い割合となっています。

計画相談支援の利用者数は、増えてきていますが、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、計画相談支援を実施する体制の整備を進め、必要に応じて計画相談支援事業者が関わる体制と

P67

4 相談支援

(4) 見込量確保のための方策

ウ 基幹相談支援センターと連携し、強度行動障害や医療的ケアなど、専門性の高い相談や困難ケースの相談を含めた総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。

P70

5 障害児支援

(2)現状と課題

オ サービスの利用にあたって、保護者がサービス利用計画を自分で作成することにより、療育として必要とする適切なサービスを受けられていない障害児がいます。障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、障害児相談支援を実施する体制の整備を進めるとともに、障害児相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

P73

6 発達障害者等に対する支援

(2)現状と課題

イ 乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない支

する必要があります。

P67

4 相談支援

(4)見込量確保のための方策

ウ 基幹相談支援センターや医療機関、発達障害者支援センターとも連携し、強度行動障害や医療的ケアなど、専門性の高い相談や困難ケースの相談を含めた総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。

P70

5 障害児支援

(2)現状と課題

オ 障害児相談支援を受けず保護者が障害児支援利用計画を立てているセルフプラン率は、令和2年9月末現在で約73%となっており、全国平均(令和元年度28.2%)と比べて高い割合となっています。

セルフプランであることにより、療育として必要とする適切なサービスを受けられていない障害児がいます。障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、障害児相談支援を実施する体制の整備を進めるとともに、障害児相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

P73

6 発達障害者等に対する支援

(2)現状と課題

イ 乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない支

援を行う支援体制整備を図る必要があります。

P74

6 発達障害者等に対する支援

(4)見込量確保のための方策

ア 発達障害者のニーズを踏まえ、専門的な相談支援の充実や発達障害者支援センターを核とした各関係機関との連携強化を図るとともに、今後、さらに身近で相談できるよう体制整備を図るため発達障害者支援地域協議会の充実に努めます。

P75

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3)必要な見込量

援を行う支援体制整備を図る必要があります。

不適切な支援が繰り返されると、強度行動障害などの困難な状況に陥る場合もあります。支援にあたっては、発達障害の特性の理解と基本的スキルを獲得する必要があります。

P74

6 発達障害者等に対する支援

(4)見込量確保のための方策

ア 発達障害者のニーズを踏まえ、専門的な相談支援の充実とともに発達障害者支援センターを核とした体制整備の強化を図るため発達障害者支援地域協議会の推進に努めます。

(ウを追加)

ウ 発達障害者支援センターは、職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・教育へのコンサルテーションや後方支援に努めます。

(エを追加)

エ 強度行動障害など対応困難な事例において、自閉症スペクトラム障害などの発達障害の支援が有効な場合には、発達障害者支援センターや医療、福祉、教育等の専門職員が連携し、事例解決に向けて、技術指導や研修を行います。

P75

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3)必要な見込量

表中

保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施
(回数) 0 0 0

P89

第5 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施体制と達成状況の点検及び
評価

1 目標と活動指標

表中

保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施
(回数) 1 1 1

P89

第5 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施体制と達成状況の点検及び
評価

1 目標と活動指標

表中 以下の項目(目標、活動指標)を追加

目標

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

・年1回以上運用状況の検証及び検討

活動指標

○運用状況の検証及び検討

目標

障害児支援の提供体制の整備等

・児童発達支援センターの設置数

・保育所等訪問支援を実施する事業所数

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサ
ービスを実施する事業所数

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネ
ーターの配置

活動指標

○児童発達支援の利用者数、利用日数

○医療型児童発達支援の利用者数、利用日数

○放課後等デイサービスの利用者数、利用日数

○保育所等訪問支援の利用者数、利用日数

○居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数

○福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設の入所者数

○障害児相談支援の利用者数

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

目標

相談支援体制の充実・強化等

・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

活動指標

○総合的・専門的な相談支援の実施有無

○地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数

○地域の相談支援事業者の人材育成支援件数

○地域の相談機関との連携強化の実施回数

目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

活動指標

○都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数

○障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用して事業所
や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数

岡山市障害者プラン
及び
第6期岡山市障害福祉計画
・第2期岡山市障害児福祉計画
(案)

令和3年1月

岡山市

(案) 目次

第1部 計画について

- 1 策定の背景【国の障害福祉をめぐる動向】・・・・・・・・・・P 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・P 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・P 3
- 4 基本理念・・・・・・・・・・P 4

第2部 岡山市障害者プラン

- 1 安全・安心な生活環境の整備・・・・・・・・・・P 7
- 2 情報の利用しやすさの向上及び意志疎通支援の充実・・・・・・・・P 10
- 3 防災、防犯等の推進・・・・・・・・・・P 12
- 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止・・・・・・・・P 15
- 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進・・・・・・・・P 19
- 6 保健・医療の推進・・・・・・・・・・P 25
- 7 雇用・就業、経済的支援・・・・・・・・・・P 33
- 8 教育の振興・・・・・・・・・・P 37
- 9 文化芸術活動・スポーツの振興・・・・・・・・・・P 41

第3部 第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画

- 第1 計画の基本的方向・・・・・・・・・・P 43
- 第2 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児支援
の提供体制に係る目標（令和5年度における成果目標）・・・・P 45
- 第3 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、
障害児支援等の種類ごとの必要な量の見込みと見込量の確保のための
方策・・・・・・・・・・P 56
- 第4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項・・・・・・・・P 80
- 第5 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施体制と達成状況の
点検及び評価・・・・・・・・・・P 89

第 1 部 計画について

1 策定の背景【国の障害福祉をめぐる動向】

平成18年に、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉施策を一元化する障害者自立支援法が施行され、制度の抜本的な見直しが行われて以降、同年に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた法整備が次々と行われ、平成26年1月に批准されました。

これにより、障害者の人権及び基本的自由の実現に向けた取組が一層強化されています。

○ 障害者基本法の改正（平成23年7月）

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念と相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の基本原則と基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するとの目的が規定されました。

また、障害の種類を従来の3障害（身体障害、知的障害、精神障害）から、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害に拡大するとともに、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念が盛り込まれました。

○ 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

○ 障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

障害者自立支援法から名称が変更され、支援の対象として難病の患者を新たに加えました。基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の

実現に寄与することを目的とすると規定されています。

○ **障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月）**

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることによって、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とした法律です。障害者就労施設で就労する障害者の自立が促進されることを目指しています。

○ **障害者差別解消法の成立（平成25年6月）**

国や地方公共団体等において、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、障害を理由とする差別を解消するための措置に取り組むことについて規定されています。平成28年4月に施行されました。

○ **障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）**

雇用分野においても障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を定めるとともに、平成30年4月から精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。

○ **障害者総合支援法の改正（平成28年5月）**

障害者総合支援法の附則で規定されていた施行後3年を目途とする見直しが行われ、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、障害児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれました。平成30年4月に施行となります。

○ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月）**

障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

○ **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（令和元年6月）**

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

「岡山市障害者プラン」及び「第6期岡山市障害福祉計画」「第2期岡山市障害児福祉計画」は、岡山市の中長期的なまちづくりの指針である「岡山市第六次総合計画」と保健・医療・福祉分野だけではなく、その他の関連分野の計画と連動して総合的に地域共生社会を推進するための「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」を上位計画とします。

「岡山市障害者プラン」については、障害者基本法に基づき、国の障害者計画と岡山県の障害者計画を基本とし、本市の状況を踏まえ、障害者施策全般を総合的に推進しようとするものです。

また、「第6期岡山市障害福祉計画」「第2期岡山市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害児者に対する施策のうちでも特に身近で重要なサービスである障害福祉サービスや障害児に対するサービス、相談支援及び地域生活支援事業について、目標、必要な量の見込み及び見込量確保のための方策等を定めるものです。前期から児童福祉法の改正により「障害児福祉計画」を定めることとなっています。障害児に対する支援については、障害福祉計画に定める内容もあり、障害者に対する支援と一連のものであることから、「第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画」として一体的に策定します。

3 計画の期間

「岡山市障害者プラン」については、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画期間とし、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定となる中間年での見直しを検討します。また、「第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画」については、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 基本理念

障害者基本法の目的及び基本原則、障害者総合支援法の目的及び基本理念に基づき、次のとおり基本理念を定めます。

【基本理念1】 障害のある人もない人も共に支えあって暮らすまちづくり

障害の有無にかかわらず、一人一人の人格と個性が尊重され、それぞれの能力を発揮しながら、地域社会において共に暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

【基本理念2】 障害のある人の社会参加と自立の促進

障害のある人がそれぞれ社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が確保されるとともに、自らの意思に基づいて地域での自立した生活を送っていけるよう支援します。

【基本理念3】 障害を理由とする差別や社会的障壁の解消

障害についての理解や知識の普及啓発に努めるとともに、障害のある人が日常生活や社会生活を送っていくうえで制約となっていることや障害を原因とした差別の解消に努めます。

この項目では、岡山市の障害者施策全般について、分野別に施策の基本的な方向を定めます。

分野別の項目は次のとおりです。

1 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備
- (3) 公園・公共施設等生活関連施設のバリアフリー化の推進
- (4) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

2 情報の利用しやすさの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

3 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 感染症対策の推進
- (3) 日常生活の安全・安心の確保

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 障害についての啓発の推進
- (2) 当事者活動等への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 虐待防止
- (5) 障害者差別解消法

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 専門的な相談支援
- (3) 障害福祉サービス等の充実

- (4) 日常生活の支援の充実
- (5) 障害のある子どもに対する支援の充実

6 保健・医療の推進

- (1) 健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 保健・医療サービスの保障
- (4) 精神障害者の相談・治療、地域移行・地域定着支援体制の充実
- (5) 多面的なかかわりを要する障害者等への支援

7 雇用・就業、経済的支援

- (1) 一般就労・職場定着支援の推進
- (2) 障害者就労施設で働く障害者の工賃向上
- (3) 関係機関、関係団体との連携
- (4) 経済的支援

8 教育の振興

- (1) 就学相談体制の整備
- (2) 医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一貫した支援体制づくり
- (3) 教育環境の整備
- (4) 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

9 文化芸術活動・スポーツの振興

- (1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備

1 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

- 「誰もが自分らしく安心・快適に暮らせるユニバーサルデザイン・共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、障害の有無や年齢、言語等に関わりなく、あらゆる人が互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、いきいきと活躍しながら、安心・快適に暮らせるまちの実現をめざし、「岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針」を平成31年3月に策定しました。
- 障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活の基盤である住宅が、障害があっても暮らしやすいものとなっていること、外出が容易にできる状況にあるかどうかということなどが重要です。
「福祉に関するアンケート調査」で、地域生活で必要と思う支援をたずねた設問（問20）では、「障害者に適した住居の確保」（約31%）、「外出（移動）手段の確保」（約38%）との回答がありました。
- 個別の住宅について、特に身体障害者に対してはユニバーサルデザインに基づいた視点が大切です。
- 住宅の確保については、障害者等の世帯は、賃貸住宅市場から敬遠されることがあり、自立した生活を営むことの妨げとなっているケースがあります。
- 「福祉に関するアンケート調査」で、外出するときに困ることは何かをたずねた設問（問25）では、身体障害者は「道路や駅に階段や段差が多い」（約35%）、「外出先の建物の設備が不便」（約28%）、「列車やバスの乗り降りが困難」（約27%）といった回答が多く、知的障害者・発達障害者は「困ったときにどうすればいいのか心配」（知的障害者は約38%・発達障害者は約44%）という回答が最も多くなっています。
- 道路や公共交通機関が整備され、また、ユニバーサルデザインやバリアフリー化により、誰もが不自由なく行動できるような交通空間を作っていく必要があるとともに、視覚障害者に対する同行援護、知的障害者・精神障害者に対する行動援護といった障害福祉サービスについても、必要な量が確保される必要があります。

(1) 住宅の確保

施策の方向性

障害者が生活しやすい住宅の整備を進めるとともに、市営住宅におけ

る入居選考時の優遇措置、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び紹介を行い、住宅についての情報提供の充実など障害者が良好な住宅環境で暮らせるよう支援します。

<具体的な施策>

- ・市営住宅の入居者選考時に障害者に対する優遇措置を行います。
- ・下肢障害者向け市営住宅の整備に努めます。
- ・岡山市営住宅バリアフリー化リフォーム事業を推進します。
- ・身体機能の低下や身体の障害のために、日常生活に介助を要する障害者が自宅において暮らしやすい生活ができるよう、住宅を改造する場合にその費用の一部を助成します。(すこやか住宅リフォーム助成事業)
- ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び紹介を行います。

(2) 移動しやすい環境の整備

施策の方向性

歩道の整備や放置自転車対策等により、障害者が安全で通行しやすい道路の整備に努めます。

<具体的な施策>

- ・歩道及び点字ブロックの整備、歩道の段差の解消、歩行者と自転車の分離、放置自転車に対する指導等を進めます。

(3) 公園・公共施設等生活関連施設のバリアフリー化の推進

施策の方向性

公園、不特定多数の人が利用する施設について、障害者が使いやすいものとなるよう、整備に努めます。

<具体的な施策>

- ・公園の出入口等の段差の解消、トイレの改善等の整備に努めます。
- ・岡山市設計支援委員の意見を聴く会により、不特定多数の人が利用する施設の整備にあたっては、利用する立場からの意見をいただき、高齢者、障害者など誰もが使いやすいものとなるよう努めます。

(4) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

施策の方向性

公共交通機関について、障害者が利用しやすいものとなるよう努めます。

<具体的な施策>

- ・ 鉄道駅やバス停留所において、バリアフリー化を進めます。
- ・ 路面電車やバス事業者に対する低床車両導入の働きかけを行います。

2 情報の利用しやすさの向上及び意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障害福祉に関する制度やサービス等の内容については、主に市のホームページや「市民のひろばおかやま」への掲載、「障害者のしおり」の配布等により周知を図ってきていますが、市が発信する情報については、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、音声版や点字版の作成等、障害の特性に配慮した発信を引き続き行うとともに、誰にでもわかりやすいものとなるよう努める必要があります。
- アンケート調査で障害福祉サービス等の情報の入手先をたずねた設問（問39）では、「サービス事業所の人や施設職員」とした回答が約36%あり、これらの障害福祉関係機関との連携を強めていくことが重要です。また、「インターネット、SNSの利用」とした回答が約17%あり、障害児を対象とした同様の設問（問30）では約49%と情報源の第1位となっています。

インターネット、SNSは今後の有力な情報伝達手段として期待される一方、トラブルの原因となることが増加しているため、一定のルール作り等今後の対応が重要になってくると考えられます。
- 岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例が平成30年4月1日に施行され、手話等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備のため、手話通訳者・要約筆記者等の養成及び派遣を行っており、今後も意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

(1) 情報提供の充実

施策の方向性

市が発信する情報については、誰もがわかりやすいものとなるように努めるとともに点字版や音声版、文字拡大版等、障害者へ配慮した形で提供するように努めます。

会議・イベント、市長の記者会見等において、手話通訳者・要約筆記者等の配置を進めます。

<具体的な施策>

- ・「市民のひろばおかやま」、「市議会だより」、「障害者のしおり」等について、音声版、点字版の作成を行います。
- ・誰でもわかりやすいホームページの作成に努めます。
- ・会議・イベント等において、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
- ・点字新聞購読料を助成します。

(2) 意思疎通支援の充実

施策の方向性

手話通訳者、要約筆記者等の養成、派遣の拡大を図るとともに、手話や要約筆記等に対する市民や事業者の理解を促進し、地域生活や社会参加のためのコミュニケーション支援を充実します。

<具体的な施策>

- ・手話通訳者・要約筆記者等の養成及び養成に対する支援を行います。
- ・官公庁・学校・病院等の公的機関を利用する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣において遠隔手話通訳の実施等、充実を図ります。
- ・会議・イベント等での手話通訳者・要約筆記者等の派遣を推進します。
- ・区役所・福祉事務所窓口に設置したテレビ電話（手話通訳者との連携）により、利便の向上を図ります。

3 防災、防犯等の推進

現状と課題

- 地域社会において、安全に安心して生活することができるためには、平成30年7月豪雨災害をはじめとする大規模化した風水害や地震において、迅速な避難や救護が必要となります。想定を超えた未曾有の被害が発生した場合、高齢者や障害者等の要配慮者が逃げ遅れたり、避難所等でのトラブルやストレスにより深刻な事態が発生したりすることが考えられるため、あらかじめ要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。
- 令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後全国に広がりました。数人から数十人のまとまった感染者が発生する、いわゆる「クラスター」と呼ばれる事例も多数みられました。このような新型の感染症に備えて、利用している障害福祉サービスや、個々の障害特性に合わせて、迅速かつ適切な対応ができるようあらかじめ対策を準備しておく必要があります。
- 高齢者や障害者など、災害時の避難にあたって特に支援が必要な人を掲載した「避難行動要支援者名簿」を市が作成し、平常時から実際に避難支援に携わる安全・安心ネットワーク、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の避難支援等関係者に情報を提供することにより、地域が主体で避難行動要支援者の個別計画（避難支援プラン）を作成するための支援を行うなど、身近な地域住民同士の助け合い「共助」による体制づくりを進めています。
- 「福祉に関するアンケート調査」で、災害時に一人で避難できるかをたずねた設問（問44）では、「できない」又は「わからない」との回答が約68%、また、近所に助けてくれる人がいるかをたずねた設問（問45）で、「いない」との回答が約42%で、「わからない」との回答と合わせて約75%となっています。
- さらに、アンケート調査で災害時に困ることをたずねた設問（問46）では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（約49%）との回答のほかに、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（約54%）、「投薬や治療が受けられない」（約45%）など、避難所での設備や支援の充実が求められています。
- また、アンケート調査で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困ったことがあるかたずねた設問（問47）では、「ある」又は「少しある」との回答が約41%ありました。どのようなことで困ったかをたずねた設問（問48）では、「外出に関すること」、「新型コロナウイルスの感染予防に関すること」、「就労に関すること」などの回答が寄せられました。

(1) 防災対策の推進

施策の方向性

災害時に情報が障害者に確実に届くよう、障害特性に配慮した様々な方法での情報伝達を推進するとともに、各地域における個別計画の策定を支援します。

また、市内の社会福祉施設の施設管理者（社会福祉法人等）と「災害時における福祉避難所の指定に関する協定」の締結を進めることで、福祉避難所の拡大に努めます。

<具体的な施策>

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、地域における個別計画の策定を支援します。
- ・災害時には、防災行政無線、市のホームページ、緊急速報メール（携帯電話）、岡山市防災メール（日本語版、多言語版）、放送事業者（緊急割り込み放送等）、広報車、緊急告知ラジオ等あらゆる手段を活用し、地域住民のほか、避難支援に関する関係団体へ、避難に関する呼びかけ等の災害情報を提供します。
- ・視覚障害者や聴覚障害者の携帯電話への緊急速報メール配信サービスの活用や岡山市防災メールの登録等について周知します。
- ・地域における避難訓練の実施を支援します。
- ・避難行動要支援者の避難支援体制づくりを進めるため、関係機関等との連携強化に努めます。
- ・福祉避難所の指定箇所数の拡大に努めます。
- ・庁内関係各所や福祉避難所協定の未締結施設も含めた社会福祉施設への周知を図るとともに、地域防災計画に則り、障害者の救援として、更なる拡充に努めます。

(2) 感染症対策の推進

施策の方向性

確実な治療方法のない新型の感染症対策としては、感染者を出さないよう、事前の徹底した予防が必要です。そのためには、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた「新しい生活様式」を実践していく必要があります。また、万が一感染症が発生してしまったときでも、障害者及び家族、事業者並びに行政機関が協力して、障害福祉サービスが継続して提供されるよう情報を共有し、

感染対策マニュアルを作成して備えておく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症のような、確実な治療方法のない新型感染症が長期化する場合、身近な診療所等での検査体制を拡充するなど、あらかじめ感染拡大の波に備える必要があります。

<具体的な施策>

- ・事業所に対して、施設ごとの感染症対策マニュアル策定や定期的な実地訓練など、実践的な対応を支援します。
- ・事業所との連携により情報収集に努め、必要な施策等について、国、県、各課と連携し、迅速な実施に努めます。
- ・緊急を要する事項、必要な事項については、国に対して制度の創設等や自治体を越えた応援、財源措置を働きかけていきます。

(3) 日常生活の安全・安心の確保

施策の方向性

防犯・防災・交通安全についての啓発に努めるとともに、地域における高齢者や障害者の見守り活動、防犯・防災パトロールや講習会、訓練、啓発活動などによる防犯・防災・交通安全活動等を支援します。

障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等、防犯対策及び安全対策の強化を含んだ施設整備の支援を行います。

また、急病や災害等の緊急時に連絡が困難な人の通報体制の整備を図ります。

<具体的な施策>

- ・安全・安心ネットワークが行う防犯交通安全活動、防災活動、環境美化活動、地域福祉活動、健康づくり活動等を支援します。
- ・家庭での事故や急病などの際に助けを求める緊急通報装置設置事業を推進します。
- ・ファクスによる119番通報を受け付けます。
- ・会話に不自由な聴覚・言語機能に障害のある方が、全国どこからでも音声によらない緊急通報を行えるよう、Net119緊急通報システムを推進します。

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

- すべての市民が、障害の有無に関わらず基本的人権を享有するかけがえない個人として、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害に対する理解が今まで以上に進んでいく必要があります。併せて、2021年に延期された東京パラリンピックを契機とした観点からも、さらに共生社会実現に対する理解を図る必要があります。
- 障害者に対する「福祉に関するアンケート調査」で、差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかをたずねた設問(問40)では、「ある」との回答が約29%で、「少しある」と合わせると約54%の人が、何らかの差別や嫌な思いをしていることがわかります。また、差別や嫌な思いをした場所をたずねた設問(問41)では、約42%の人が「学校・仕事場」「外出先」をあげています。障害についての啓発活動や障害のある人とない人との交流の機会がより広がる必要があります。
- 知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の財産管理やサービスの利用契約などを代わりになって行い、これらの人の財産や権利を保護するための制度として、成年後見制度がありますが、アンケート調査で成年後見制度について知っているかをたずねた設問(問42)では、「名前も内容も知っている」との回答は約29%にとどまっています。アンケート調査の最後の自由記述では、将来、親などの介護者がいなくなったあとに関する意見が最も多く寄せられており、制度を広く周知すること、制度を利用しやすくするための支援が求められています。
- 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、本市においても障害者虐待相談窓口を設置しています。虐待が障害者の尊厳を害し、虐待を防止することが障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、今後とも障害者虐待防止法及び相談窓口の周知を図る必要があります。
- また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法においては、「障害を理由とする差別」の禁止と合理的配慮の提供について規定されており、今後も差別の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

(1) 障害についての啓発の推進

施策の方向性

共生社会に向けて、障害に対する市民の理解を深めるため、啓発事業の推進や障害のある人とない人の交流の機会の拡大を図り、心のバリアフリーを推進します。

<具体的な施策>

- ・「障害者週間」に合わせ、障害者福祉大会、街頭啓発、作文・ポスターなどの作品展による啓発活動を実施します。
- ・障害のある人とない人の交流を図るため、障害者体育祭を実施します。
- ・人権啓発活動を全市的取り組み、地域密着型取り組みにより実施します。
- ・地域生活を支える民生委員や愛育委員等に対して、ピアサポーター等を活用し、精神障害に関する理解を深めるための研修会を実施します。
- ・小中学生等を対象に、障害について学ぶ授業を実施します。
- ・ヘルプマークなど障害者に関するマークの周知を、ポスターやチラシの提供、ヘルプマークの見本貸与等により行い、障害についての理解の促進を図ります。

(2) 当事者活動等への支援

施策の方向性

当事者会、家族会等を育成するとともに、お互いの交流や地域住民との交流を行う活動を支援します。

<具体的な施策>

- ・障害者及び家族等の支援者が互いに支え合い、ともに活動する事業や研修会、地域との交流事業を支援します。
- ・心のふれあい交流会事業として、日帰りバス旅行を実施します。

(3) 権利擁護の推進

施策の方向性

個人財産の適切な管理を支援するために、成年後見制度について周知を図るとともに、制度利用の支援を行います。

<具体的な施策>

- ・成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・身寄りのない人などには、市長による成年後見申し立てを行い、後見人等の報酬の負担が困難な人には、助成を行います。
- ・日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を行う日常生活自立支援事業を岡山市社会福祉協議会と連携します。
- ・非自発的入院（措置入院・医療保護入院）の適否や退院請求・処遇改善請求に、より迅速かつ厳格な審査ができる体制を整備します。

(4) 虐待防止

施策の方向性

障害者虐待の防止と早期発見に向け、障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待の通報があった場合には迅速に対応します。

<具体的な施策>

- ・虐待に当たる行為や通報義務についての啓発を実施します。
- ・家庭内等で虐待があった場合、その原因をしっかりと把握し、障害者と養護者をともに支援します。

(5) 障害者差別解消法

施策の方向性

国が作成する基本方針を基に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発を行うとともに、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更を意味する合理的配慮の提供を徹底するなど、職員対応要領の周知、障害者差別解消支援地域協議会での協議等、差別の解消に向けて取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・差別の禁止に関する広報、啓発を行います。
- ・本市職員の職員対応要領のさらなる周知に取り組み、窓口等における障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- ・障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別を効果的かつ円滑に解消することの協議を行います。

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

現状と課題

- 障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らしていく共生社会を実現していくためには、日常生活や社会生活を営んでいく上で必要な支援を身近な場所で受けられることが必要です。
- 障害のある子と要介護の親の問題など、障害福祉サービスの支援だけでなく世帯単位で支援につなげていく必要のある複合的な課題も顕在化しています。
- 支援の入口となる相談支援体制については、障害者に対する「福祉に関するアンケート調査」で、福祉サービスを受けようとする時に困ることをたずねた設問（問37）では、「どのようなサービスが利用できるかわからない」との回答が約36%、「事業者を選ぶための情報が少ない」との回答が約26%ありました。これは、サービスや事業者についての情報提供の充実の重要性とともに、地域における相談支援体制のより一層の整備の必要性を示していると考えられます。
- 障害者の相談には、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活の状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況により異なる専門性が必要になります。相談機関の専門性を高めるとともに、対応が難しい場合にはバックアップできる仕組みを構築する必要があります。
- 相談支援については、市の関係機関のほか、計画相談支援事業所、地域活動支援センター、身体・知的障害者相談員、障害者センター等で行っていますが、障害者の困りごとや悩みを適切に受け止め、必要なサービスに結び付けていくためには、それらの関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら、一層の連携を進めることと、相談機関の相談を受ける職員等の資質の向上が必要です。
- 障害福祉サービス等については、障害者に対するアンケート調査で今後受けたいサービスをたずねた設問（問34）では、「計画相談支援」（約41%）が最も多く、次に「移動支援」（約27%）、「短期入所（ショートステイ）」（約25%）となっていました。
- 障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりサービス等利用計画についての相談や作成支援を行う計画相談については、障害者総合支援法により、障害福祉サービスの利用決定をする場合には、サービス等利用計画を作成することが必須となっており、計画の作成を行う指定特定相談支援事業所の拡大が引き続き課題となっています。
- そのほか、入所施設や精神科病院から地域での生活に移行する人が、家

庭での生活が難しい場合や本人の希望などにより独立した生活を希望する場合や、居宅で生活している人が家族状況の変化等により居宅での生活が難しくなった場合などの受け皿として、日常生活の支援を行う共同生活援助についても、拡充を図る必要があります。

- これらの障害者総合支援法等に規定されている障害福祉サービス等の整備については、第3部の障害福祉計画において、必要なサービスの見込等を定めていきます。
- また、障害福祉サービス以外にも、障害の種類や個別の状況において、さまざまな支援が必要となっており、対応していく必要があります。
- 知的障害、身体障害、精神障害、難病に加え、自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動性障害などの発達障害は学校適応、就労自立への対応の必要性が高まっています。また、近年、医療的ケア児者への支援も強く求められています。
- 障害児の保護者に対するアンケート調査で今後受けたいサービスをたずねた設問（問23）では、「放課後等デイサービス」（約71%）、「障害児相談支援」（約53%）、「日中一時支援」（約41%）の希望が多くなっています。

（1）相談支援体制の充実

施策の方向性

地域で身近な相談に応じている福祉事務所、保健センター、地域活動支援センター等において、きめ細やかな相談支援を行うことができるよう関係機関との連携の強化に努め、市全体で受け止める相談体制を構築します。

複合的な課題を抱えた世帯に対して、適切な支援につなげていく総合相談支援体制づくりを着実に進めていきます。

市の関係職員のほか、相談支援事業所、地域活動支援センター、身体・知的障害者相談員等の資質の向上を図ります。

<具体的な施策>

- ・福祉事務所、保健センターでの相談支援の質の向上に努めます。
- ・障害者自立支援協議会を軸とした関係機関の連携の強化及び資質の向上を図ります。
- ・地域共生社会推進計画に基づく相談支援包括化推進員を配置し、多機関協働による総合支援体制を推進します。
- ・身体障害者相談員・知的障害者相談員に研修を行い、資質の向上を図ります。
- ・民生委員・児童委員との情報共有に努めます。
- ・岡山市社会福祉協議会との連携を図ります。
- ・相談支援体制の充実については、障害福祉計画において新たな相談支援体制の構築や、必要なサービスの見込等を定めていきます。

(2) 専門的な相談支援

施策の方向性

それぞれの障害特性やニーズに対する専門的な相談支援体制の充実に努めます。

<具体的な施策>

- ・障害者更生相談所において、身体障害・知的障害に関する専門的な相談・支援、補装具・自立支援医療・療育手帳の判定、各種機関などへの支援を行います。
- ・こころの健康センターにおいて、精神保健福祉医療に関するより専門性の高い相談を行います。
- ・こども総合相談所において、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう相談支援を行います。
- ・保健所・保健センターにおいて、難病・H I V・精神保健等の相談支援を行います。
- ・発達障害者支援センターにおいて、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発や研修等を行います。

(3) 障害福祉サービス等の充実

施策の方向性

障害福祉サービス等については、障害者が日常生活や社会生活を営んでいく上で最も重要なサービスとなっているため、必要な量を障害福祉計画に定め、その確保に努めるとともに、質の向上を図ります。

そのためには、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を行う必要があります。

具体的には、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、施設や病院からの地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行の推進を図ります。

さらに、事業が円滑に実施できるように、引き続き国に対して制度の改善や財源措置を働きかけていきます。

特に障害福祉サービス等を提供する上で、早急な対応が求められている課題の一つに強度行動障害への対応があります。

強度行動障害とは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり、物を壊したり、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす影響が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

対象者は少数ですが、処遇の困難な事例が多く、高度な専門性と対象者に特化した環境調整が求められます。

今後、基幹相談支援センターや医療機関、発達障害者支援センターとも連携し、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、定期的な研修を行うことで、予防的な視点や基本的スキルを共有します。

<具体的な施策>

- ・施設や病院からの地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行の推進等の具体的な施策については、障害福祉計画で定めます。
- ・強度行動障害について、学校教育から福祉サービスへの移行期における支援体制の充実を図るとともに、強度行動障害支援者養成研修等への参加を促し事業所での対応力を向上することで、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

(4) 日常生活の支援の充実

施策の方向性

外出にタクシーを利用する重度の身体・知的障害者に対するタクシー利用料の一部助成、身体・知的障害者に対するはり・きゅう・マッサージ施術料の一部助成など、障害者の日常生活を支援する取り組みを継続します。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、公立図書館の利用に係る体制づくりに努めます。

<具体的な施策>

- ・福祉タクシー助成事業、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業、一人暮らし重度心身障害者などへの給食サービス委託事業を実施します。
- ・有料指定ごみ袋の配布（重度障害者等）により、家庭ごみ処理手数料の支援を行います。
- ・家庭からごみ・資源化物の搬出が困難な人に代わって、戸別収集等を行います。
- ・身体障害者補助犬飼育費について助成するとともに、身体障害者補助犬のステッカー、リーフレットの配布等による啓発に努めます。
- ・身体機能を補完・代替する補装具費を支給します。
- ・日常生活をより円滑に行うための日常生活用具を給付します。
- ・視覚やその他の障害で読書ができなくなった人のために、録音図書の貸し出し、音訳ボランティアによる図書や雑誌などの対面朗読を行います。
- ・視覚やその他の障害で活字を読むのが困難な人のために、生活上必要な書類や説明書などの音訳・録音を行います。
- ・移動図書館事業の一環として、障害等の理由で常時介護を必要とする方に家庭配本を行います。
- ・電子書籍の導入、オーディオブックの充実及び郵送貸出対象者の拡充等を検討し、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実に努めます。

(5) 障害のある子どもに対する支援の充実

施策の方向性

障害児が地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、障害児相談支援及び障害児通所支援等の充実を図り、適切な時期に療育が受けられるよう努めます。

<具体的な施策>

- ・岡山市発達障害者支援センター、こども総合相談所、保健センター、児童発達支援センター等で専門的な相談支援を行います。
- ・保育園・幼稚園・認定こども園において、障害のある子どもの教育や保育を行い、心身の発達を促します。
- ・放課後児童クラブへの障害児の受入れを6年生まで拡大します。
- ・発達障害を専門とする職員が学校園より要請を受けて出向き、研修を実施します。現場職員の資質向上を図り、発達障害児の適応や自立の促進へとつなぎます。
- ・発達障害児とその保護者の支援を目的に、プレ療育（就学前）、親子の遊びの場などの機会を提供します。
- ・地域活動支援センターⅠ型で療育に関する必要な助言等を行います。
- ・育成医療について、周知を図ります。
- ・障害児福祉手当、特別児童扶養手当、岡山市児童福祉年金の周知を図ります。
- ・難聴児の補聴器購入費に対して助成を行います。
- ・医療的ケア児については、令和元年度に情報交換・他課連携を目的とした庁内連絡会「岡山市医療的ケア児支援連絡会議」を設置しましたが、さらに医療的ケア児コーディネーターを配置するなど、相談窓口の充実を図ります。

6 保健・医療の推進

現状と課題

- 障害の原因となる疾病を予防するとともに、障害があっても地域で健やかに暮らしていけるよう、障害を早期に発見し、適切な医療・生活支援・リハビリテーションを提供することが重要です。本市においては、「健康市民おかやま21（第2次）」に基づき、各種健診の実施や市民に対する正しい知識の普及啓発など様々な取り組みを実施しているところであり、今後も疾病の予防や障害の早期発見に努めていくことが必要です。
- 障害者（児）の歯と口腔の健康は、全身の健康やQOL（生活の質）への影響も大きく、生涯を通じた日ごろからの口腔ケアが重要です。国においては、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成を推進しており、本市においても、一般歯科医療機関で障害者（児）歯科診療が行える体制の整備等を進めているところです。
- また、障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療及び相談が受けられる体制の整備や、療育の充実が必要です。
- 難病患者に対しては、病状の進行状況に応じた療養環境が確保されることが重要です。平成30年4月には、難病関係事務が都道府県から政令指定都市へ委譲されたことに伴い、より一層の相談体制強化や関係機関との連携強化が必要となっています。
- HIV感染者、エイズ患者は、未だ減少傾向になく、感染拡大が懸念されている状況であり、感染予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、エイズ患者に対する地域住民の理解の促進することが必要です。
- 平成29年3月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を進めることが明記されました。
- こうした中、本市では、長期入院精神障害者への退院支援や地域生活を継続するための支援を先駆的に進めており、1年以上の長期入院患者数は年々減少傾向にあります。しかし、退院時の住居の確保やその支援体制の整備など、十分とは言えない状況です。
- 本市における自立支援医療（精神通院医療）受給者は年々増加傾向にあり、精神疾患を抱える人が増加しているものと推定されることから、相談窓口の充実等が必要となっています。
- 特に統合失調症を中心とした精神疾患の好発年齢は、10代から20代前半であり、早く治療導入した人は未治療期間が長い人に比較して予後が良好とされていますが、知識の不足や偏見により受診が遅れている状況がありま

す。そのため、発病前及び発病後の正しい対応の普及啓発や、早期の受診に向けての支援が必要となっています。

- また、不登校、ひきこもり、暴力、自傷行為など、不安定な思春期心性に関連した問題が、複雑化かつ深刻化しており、質の高い対応が求められています。
- その他、こころの健康に関しては、近年、うつやストレス性障害の増加、若者や働き盛り世代の自殺やアルコール関連問題等、課題が重積しています。
- 特にアルコール依存症患者の多くは、専門医療や支援につながっておらず、身体合併症や家族、職場、社会への影響など問題が重症化していく現状があります。
- また、救急受診を要する場合など、身体合併症を有する精神疾患患者の医療機関への受け入れが迅速かつ円滑に行われるよう体制を整備していく必要があります。
- 発達障害に関しては、正しい理解と専門性の高い支援が必要となるため、地域における関係機関や支援者に対して、より専門性の高い対応力が求められています。
- 幼児期から成人期における各ライフステージに対する一貫した支援を行うため、関係機関によるネットワークの構築と共に行動障害等の困難事例に対して、福祉・医療・教育と行政が連携し、専門性の高い支援が提供できる体制が必要です。

(1) 健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援

施策の方向性

各種健診を実施することにより、障害の原因となる疾病を予防し、また障害がある場合は、早期に発見し、早期の治療と適切な支援へとつないでいきます。

<具体的な施策>

- ・ 妊産婦、乳幼児に対し、妊娠・出産・育児に関する相談や健康教育を行い、健康維持に努めます。
- ・ 妊産婦健康診査の充実・受診の徹底を図り、安心・安全な出産ができるよう支援します。
- ・ 先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査を実施し、医療が必要な人には、早期に適切な医療に結びつけられるよう支援に努めます。
- ・ 乳幼児健康診査を実施し、必要な者には精密検査を行うなど、疾病、発育、発達の遅れ、障害等を早期に発見し、適切な支援を行います。

(2) 健康づくりの推進

施策の方向性

地域で健やかに暮らしていけるよう、「健康市民おかやま21（第2次）」等に基づく取り組みを推進していきます。

<具体的な施策>

- ・生活習慣病の予防として、より多くの市民に正しい知識や実践方法等の普及・啓発を図るため、食生活、運動、生活習慣改善、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、健診・がん検診等をテーマに健康教育・健康相談を実施します。
- ・健康診査等を実施し、疾病の早期発見や健康維持を図ります。
- ・人工透析導入の最大要因である糖尿病の予防や、慢性腎臓病（CKD）対策に取り組みます。
- ・脳血管疾患と心疾患を含む循環器疾患の予防のため、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病の対策に取り組みます。
- ・心身の機能（運動機能や認知機能等）が低下し、要介護状態の一步手前であるフレイル予防に努めます。

(3) 保健・医療サービスの保障

ア 障害者歯科保健・医療の充実

施策の方向性

歯と口腔の健康づくりに関して、歯科医療従事者が中心となって家族や施設職員などと連携しながら、歯科口腔保健指導、歯科医療を充実させる等の健康支援を行います。

<具体的な施策>

- ・食事や会話が楽しめるよう歯と口腔の健康の保持・増進についての啓発を進めていきます。
- ・一般歯科医療機関でも障害者（児）歯科診療が行えるよう、体制を整備していきます。

イ 保健・医療、療育体制の充実

施策の方向性

障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、適切な時期に療育が受けられるよう努めます。

<具体的な施策>

- ・保健所、医療機関、療育機関、こども総合相談所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等関係機関との連携により、乳幼児期から就学期までの一貫した相談、治療、療育が行える児童発達支援システムの確保に努めます。
- ・人工呼吸器や人工透析等を必要とする在宅療養患者（児）が安心して地域で暮らしていくことができるよう、在宅医療の推進を図るとともに、関係機関と連携し在宅療養を支援していきます。
- ・地域活動支援センターⅠ型において、療育相談を実施します。
- ・福祉施設において、障害のある子どもを対象に日常生活適応力をつけるための療育訓練等を実施します。
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）及び心身障害者医療費助成について、活用されるよう周知を図ります。
- ・発達障害児とその保護者に対する早期からの専門的な支援が行われるよう、医療・福祉・教育等に向けての研修を行うとともに、地域支援体制の強化を図ります。

ウ 難病患者に対する支援

施策の方向性

難病患者及びその家族が、安心して地域で療養できるよう、療養の支援や福祉施策の推進、患者会への支援を行います。また、平成30年4月からは療養生活環境整備事業の実施主体となったことから、より一層の相談体制強化や関係機関との連携に努めます。

<具体的な施策>

- ・在宅の難病患者及びその家族が抱える日常生活及び療養上の問題について、保健師、看護師などの専門職による訪問や面接等を実施します。また、必要に応じて地域の医療機関、介護、福祉の関係機関と連携します。
- ・難病に関する専門の医師等による相談や家庭訪問を実施します。
- ・各患者会による研修会や交流会が開催できるよう支援します。

エ エイズ対策の推進

施策の方向性

エイズのまん延を防止するため、正しい知識の普及に努めるとともに、エイズ患者に対する地域住民の理解を促進し、患者が安心して地域で生活できるよう環境整備に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・エイズやH I Vに関する偏見をなくして患者への理解が促せるよう、また、エイズのまん延を防止するため、市民に向けて出前講座や医療従事者の研修会を実施します。
- ・H I V感染症を早期に発見し支援するために、抗体検査やカウンセリングを実施します。
- ・H I V感染や療養に関する相談のためにエイズホットラインを実施します。

(4) 精神障害者の相談・治療、地域移行・地域定着支援体制の充実

ア 長期入院者の地域移行・地域定着の推進

施策の方向性

長期入院精神障害者の退院支援や地域生活支援を今後も継続的かつ効果的に実践していくために、病院や地域援助事業者、岡山県等との連携を強化しつつ、また、その育成に努めます。

また、精神疾患に関する理解の普及啓発に努め、精神障害者の地域生活が安定する環境づくりに取り組んでいます。

<具体的な施策>

- ・長期入院精神障害者への面接支援を行いながら病院等と協働し、退院意欲の向上を図ります。
- ・入院中または地域で生活する精神障害者に対して、ピアサポーターの派遣を実施します。
- ・住居の準備、経済的基盤の確保、社会参加の機会の確保、家族調整等地域生活に必要な支援を行います。
- ・安定した地域生活の継続のため、アウトリーチ（訪問支援）等の支援を実施します。
- ・地域で生活している精神障害者と地域住民が直接交流する機会を提供します。
- ・精神科病院や地域援助事業者を対象に、情報交換会や研修会を開催します。

イ 未治療者等への危機介入及び支援の推進

施策の方向性

未受診や治療中断などにより、地域生活の維持及び継続が困難となっている精神障害者に対して支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・ 地域生活の破綻や病状悪化による入院を可能な限り回避するため、精神科医師を含む多職種チームでのアウトリーチ（訪問支援）を実施します。
- ・ 医療機関、地域援助事業者、消防、警察等関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

ウ 精神疾患の予防及び相談支援の推進

施策の方向性

「健康市民おかやま21（第2次）」によるこころの健康づくりに取り組みます。

また、発症からできるだけ早期に精神科医療に結びつくよう、精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及とともに、身近な相談支援体制の充実、かかりつけ医と精神科医の連携強化などに取り組みます。

<具体的な施策>

- ・ イベント等において精神疾患の正しい知識や相談窓口についての普及啓発を実施します。
- ・ 精神科医によるこころの健康相談や訪問相談を実施します。
- ・ 保健師、精神保健福祉士等による電話、面接、訪問指導を実施します。
- ・ 中学生等を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。
- ・ 発症早期の人が適切な支援を受けられるよう、家族会による家族等への心理教育の実施を支援します。
- ・ 内科や小児科等のかかりつけ医を対象に、こころの健康問題に適切に対応するための研修を実施します。

エ 精神科救急医療体制の推進

施策の方向性

救急受診を要する精神疾患患者の医療機関への受け入れが迅速かつ円滑に行われるよう、病院群輪番制を組むとともに、休日・夜間に精神科に係る救急相談に対応できるよう精神科救急情報センターを整備していきます。

また、身体疾患を合併する精神疾患救急患者の医療機関への受け入れが円滑に行われるように精神科医療機関と身体科医療機関の連携体制を構築します。

<具体的な施策>

- ・精神科病院群輪番制度
- ・精神科救急情報センター
- ・身体・精神合併症救急連携事業

(5) 多面的なかかわりを要する障害者等への支援

ア 児童思春期の精神保健の推進

施策の方向性

思春期の複雑な心の問題に対しては、保健所、こころの健康センター、学校、こども総合相談所、発達障害者支援センター、精神科医療機関等の関係機関で連携して支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・精神科医等による思春期こころの健康相談を実施します。
- ・中学生等を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。

イ ひきこもり者への支援の推進

施策の方向性

ひきこもり者本人の自立を推進するため、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり者本人や家族等への支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・ひきこもり者本人やその家族等に対し面接、訪問、電話等による相談を実施します。
- ・ひきこもり者の居場所や他者と交流できる場を提供するなど、段階的な社会参加を支援します。
- ・職業体験の場を提供するなど就労に向けての支援を実施します。
- ・家族等が情報交換しながら、ひきこもり者に対する理解を深め、関わり方について考える家族教室を開催します。
- ・ひきこもり者を支援する従事者に対する研修を実施します。
- ・教育、労働等関係機関とのネットワークを整備します。

ウ 自殺対策の推進

施策の方向性

市民や関係機関・団体と連携を図りながら、自殺予防の普及啓発に努めるとともに、自殺を考えている人、自殺未遂者及び自死遺族に対する支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間等において普及啓発を推進します。
- ・自殺を考えている人、自殺未遂者及び自死遺族に対し、関係機関・団体と連携した包括的な相談支援を実施します。
- ・地域住民、職業団体、関係機関の職員等を対象とした幅広い人材育成を行い、悩みを持つ人や自殺ハイリスク者への気づきと見守りを推進します。
- ・自殺未遂者支援の強化と連携体制づくりを推進します。

7 雇用・就業、経済的支援

現状と課題

- 障害者が働くことを通して社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、一人一人が適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用の場が広がっていくことが大切です。
- 「福祉に関するアンケート調査」で、今後仕事をしたいかをたずねた設問（問28）では、平日の日中に収入を得て仕事をしていない障害者の約34%が、「仕事をしたい」と回答しています。また、ハローワークにおいては、障害者の求職申し込みが増加しており、障害者の就労意欲が高まっています。しかしながら、企業からの求人申し込みが大きく伸びていないため、ハローワークにおいて求職申し込みを行っても一般就労に至らない障害者が多数存在します。
- 一般就労した障害者が、職場の理解不足や就労継続のための支援の不足により、離職する場合も多くみられます。「福祉に関するアンケート調査」で、障害者への就労支援で必要と思うこと（問30）では、職場での障害者理解が46.3%、職場の上司や同僚に障害への理解があることが43.7%で最も多くなっています。
- 令和元年6月1日時点の岡山県内の企業における障害者の実雇用率は、2.45%で、全国の実雇用率の2.11%を上回っており、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障害者の法定雇用率2.3%を超えています。
しかし、障害者の法定雇用率を達成している企業の割合は約53%にとどまっており、障害者雇用は十分には進んでいません。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所等の福祉施設を利用する障害者が増えており、これらの福祉施設から一般就労へ移行する障害者の数は増加傾向にあります。その一方で、就労継続支援A型事業所の利用者は平成29年度をピークに減少傾向となっています。これは、平成29年の制度改正により、事業収入による健全な経営を促すため、訓練等給付費の賃金への充当を禁止したことに伴い、事業所が減少したことが原因の一つと考えられます。
- 就労継続支援B型事業所等における障害者の工賃水準は、全国平均を下回っています。（平成30年度全国平均16,118円、岡山市平均14,506円）
- 障害者就労施設による商品の販売機会や販路の拡大を推進することで、障害者の工賃向上を支援するとともに、障害者が社会の一員であることを障害者側から発信します。

- 発達障害等のある若者の就労を支援するため、若者支援機関との連携を強化し、就労支援機関の周知やセミナーの開催、特別支援学校との連携が重要です。
- 就職することが目標ではなく、「やりがいを持って働き続けられる」障害者を増やすため、必要な環境整備と就労相談から適切な支援機関につなぐワンストップ窓口の開設に向けた取り組みが求められています。

(1) 一般就労・職場定着支援の推進

施策の方向性

障害者の社会参加と自立を支援するために、障害者の一般就労及び職場定着を促進するとともに、企業に対する啓発事業、研修機会の確保、地域とのさまざまな交流活動に参加しやすい環境を整えること等により、障害者に対する理解をより深め、心のバリアを取り除くことに努めます。

<具体的な施策>

- ・ 障害者と企業等との就職面接の機会確保等により、障害者の一般就労を推進します。
- ・ 民間事業者や関係機関等と連携しながら、福祉施設を利用する障害者の一般就労への移行を推進します。
- ・ 企業等に対して障害や障害者雇用に対する啓発事業等を行い、障害者雇用企業や実習受入企業の増加を図るとともに、合理的配慮等の理解の促進に努めます。
- ・ 特別支援学校や市民団体等が実施する職場体験実習を支援します。
- ・ 福祉関係団体や専門機関等と連携しながら、一般就労している障害者の職場定着支援活動を推進します。
- ・ 障害者就労施設が一般就労している障害者に提供する職場定着支援活動を支援します。
- ・ 発達障害者の就労についての課題を整理し、関係機関と連携を図りながら支援します。
- ・ 適切な就労相談のあり方について、関係機関と協議を行います。

(2) 障害者就労施設で働く障害者の工賃向上

施策の方向性

障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を支援し、障害者の所得向上による生活水準の向上や自立の促進を図ります。

<具体的な施策>

- ・ 障害者優先調達を取り組みを進め、障害者就労施設等への発注の増加等を推進するとともに、外郭団体や関係団体等に障害者優先調達の取り組みを働きかけます。
- ・ 福祉の店「元気の輪」や障害者就労施設等による商品の販売機会や販路の拡大を推進します。
- ・ 民間事業者のノウハウやネットワークを活用しながら、障害者就労施設が製作する商品の開発、改良による商品力の向上、商品の販路開拓を支援します。
- ・ 民間の経営コンサルタントなどを活用しながら、障害者就労施設の経営改善などの支援を行います。

(3) 関係機関、関係団体との連携

施策の方向性

障害者の就労支援事業は様々な機関や団体等が取り組みを進めています。就労支援事業をより効果的、効率的に推進していくため、様々な機関や団体等と連携して取り組みを進めます。

<具体的な施策>

- ・ 労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関と緊密に連携します。
- ・ 社会福祉法人やNPO法人、障害者自立支援協議会、障害者就労施設、市民団体等、関係団体と協働した取り組みを進めます。
- ・ 医療機関等、障害種別ごとの専門機関との連携を推進します。
- ・ 企業経営者団体や経済関係団体等との連携を推進します。

(4) 経済的支援

施策の方向性

生活の基盤となる収入を保障し、障害による負担の軽減を図るうえで重要な障害基礎年金、特別障害者手当等の各種手当等について、関係機関が連携し、制度の周知を図ります。

<具体的な施策>

- ・ 障害基礎年金
- ・ 特別障害給付金
- ・ 岡山市重度障害者特別給付金
- ・ 特別障害者手当
- ・ 岡山市在宅重度障害者介護者慰労金
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 岡山市児童福祉年金
- ・ 児童扶養手当
- ・ 岡山市心身障害者扶養共済制度

8 教育の振興

現状と課題

- 現在、障害のある子どもとその保護者及び、学校や子どもの支援機関を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあると言えます。平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、わが国では平成19年に改正学校教育法が施行され、特別支援教育が法的に位置付けられました。
- また、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示され、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障害のある子どもに対する早期からの一貫した支援が求められました。
- このような状況の中、本市では、障害のある子どもの視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握して支援の充実を図るといった基本的な考えのもとで特別支援教育を推進しており、学校等における子どもの支援のための施策を実施しているところです。
- ノーマライゼーションの理念からも、障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学び、育つことを実現するために、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズをしっかりと把握し、そのニーズに応じた指導、支援を実現することが求められています。
- そのためには、就学前から就学後、そして学校卒業に至るまでの相談・支援体制を充実させることにより、一貫した支援を行う必要があります。特に、学校教育においては、多様な学びの場の設置、それに伴う教育環境の整備、教育内容の充実等を図らなければなりません。
- 児童生徒の就学状況
岡山市では、障害のある子どもが小・中学校への就学を希望するニーズが高まっており、それに合わせて特別支援学級を新設・増設するなどの施策を実施しています。令和2年5月1日現在の特別支援学級の設置数は次のとおりです。

◆特別支援学級数※小学校総数：91校（うち2校は分校）、中学校総数：38校

障害種別	知的	自閉症・情緒	難聴、弱視	病弱・身体虚弱
小学校	111学級	317学級	3学級	2学級
中学校	46学級	82学級	1学級	2学級

また、障害のある子どものうち、通常の学級で学んでいる子どもも増加しています。そのうち、吃音障害や構音障害等のことばの支援が必要な子どもや、発達障害等の情緒面の支援が必要な子どものために、通級による指導を実施しており、指導の場所として学校内に通級指導教室を設置しています。

令和2年5月1日現在の通級指導教室の設置数は次のとおりです。

◆通級指導教室数

種別	言語	情緒	※中学校（情緒）は、他の1校に「地域拠点教室」を設置しています。
小学校	8教室	22教室	
中学校		3教室	

なお、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する子どもは、県立特別支援学校へ就学している場合があります。

- ことばの発達に課題がある幼児に対して、生活上の悩みや困難を改善、軽減し、社会で生き生きと生活できるようになることを目指して、一人一人に応じた相談や指導を行うことを目的とした「ことばの教室」があります。

通級による指導を無料で実施しており、居住する小学校区で通級する教室が決まっています。対象者は岡山市在住で、原則として保育園、幼稚園、認定こども園に在籍している3歳児から5歳児です（療育機関へ通っている子どもは対象外）。

（1）医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一貫した

支援体制づくり

施策の方向性

障害のある子どもが一貫した支援を受けられるよう、医療・保健福祉・教育機関が連携して相談、支援を行う体制づくりを行います。

<具体的な施策>

- ・学校からの相談を受け付ける「特別支援教育相談窓口」を設置します。
- ・医師、大学教員、特別支援学校教員、関係機関職員等の専門家による相談・支援体制を整備します。
- ・医療的ケアに対応するため、学校や看護支援員に対して助言をする医療的ケア相談員を配置します。
- ・特別支援教育の課題や、インクルーシブ教育システムの構築に向けた学校、教育行政の取り組み等について、医療や福祉の専門家を交えて協議する「特別支援連携協議会」を開催します。
- ・「就学支援シート」を活用し、就学前から学校への移行支援を充実させます。
- ・相談支援ファイル「りんくる」を活用した切れ目ない支援が継続するよう相談窓口や関係機関への普及啓発を行います。

(2) 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

施策の方向性

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うために、教職員の専門性の向上、指導・支援の内容の充実を図ります。

<具体的な施策>

- ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成、活用により、指導・支援の充実を図ります。
- ・教職員の指導・支援における専門性の向上を目指した研修を実施します。
- ・交流及び共同学習を進める等、障害に関する理解を促進するための教育を推進します。
- ・小・中学校を指定した「特別支援教育の視点を生かした授業づくり実践研究」を実施します。
- ・学校卒業後の多様な進路の確保に向けて、進路指導を充実させます。

(3) 教育環境の整備

施策の方向性

障害のある子どもが安心して安全に学校生活を送ることができるよう、特別支援学級の設置及び教職員等の配置、施設整備等を行います。

<具体的な施策>

- ・障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援学級、通級指導教室（以下「特別支援学級等」という。）の設置及び教員の配置を進めます。
- ・特別支援学級等の施設整備を進めます。
- ・特別支援学級等における指導・支援の充実を目指して、備品及び教材・教具を充実させます。
- ・災害発生時における避難所としての利用等の観点も踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ・障害のある子どもの移動の支援や学習の補助等、学校生活上のサポートを行う「特別支援教育支援員」及び「看護支援員」の配置を進めます。

(4) 就学相談体制の整備

施策の方向性

「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ」というインクルーシブ教育の理念に基づき、児童生徒や保護者の願いと、教育的ニーズに応じた適切な就学相談を行います。また、就学後も子どもの状態や支援体制を確認し、その都度学びの場の見直しが図られるような体制づくりを行います。

<具体的な施策>

- ・保護者、保育園・認定こども園、幼稚園、療育機関、学校、教育委員会等による、就学に関する情報の共有を進めます。
- ・十分な情報提供の下、子どもや保護者の願いや実態を踏まえた、早期からの就学相談を実施します。
- ・適切な就学に向け、医学、教育学、心理学の専門家から意見を聴取します。
- ・管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心として校内支援体制を整備します。
- ・「校内委員会」を充実させ、適切な学びの場を検討する体制づくりを進めます。
- ・学校の就学相談体制をサポートし、指導・助言を行う就学相談員を配置します。

9 文化芸術活動・スポーツの振興

現状と課題

- 障害者による文化芸術活動を推進するには、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する必要があります。
- 平成30年6月には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行されました。

(1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備

施策の方向性

障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進め、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

また、障害者による文化芸術活動に係る地域における作品等の発表や交流を促進することで心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与します。

<具体的な施策>

- ・気軽に文化芸術に親しみ、文化芸術活動ができるよう、鑑賞と発表の機会の確保に努めます。
- ・施設の整備や改修時には、高齢者・障害者団体等利用者の意見を聴きながら、バリアフリーを推進します。
- ・相談体制を充実させ、障害の特性に応じたきめ細やかなサポートに努めます。

(2) スポーツに親しめる環境の整備

施策の方向性

障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備を進め、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。

<具体的な施策>

- ・全国障害者スポーツ大会、岡山県障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、これまでスポーツに参加する機会が少なかった人がスポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。
- ・施設の整備や改修時には、高齢者・障害者団体等利用者の意見を聴きながらバリアフリーを推進します。

第3部

第6期岡山市障害福祉計画・ 第2期岡山市障害児福祉計画

第1 計画の基本的方向

「第6期岡山市障害福祉計画」「第2期岡山市障害児福祉計画」については、障害福祉サービス、児童福祉サービス等に係る目標及び必要量の見込みを定めるにあたり、さらに考慮すべき事項として「基本的方向」を定めます。

この「基本的方向」は、これまでの障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的方向の考え方を踏まえ、本市の実情も考慮しながら、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画の目標に沿った形で整理したものです。

基本的方向1 地域生活への移行の推進

居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービス及び生活介護などの日中活動系サービスを保障するとともに、共同生活援助の拡充を図り、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域生活への移行の推進を図ります。

- (特に関連する成果目標) 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本的方向2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活への移行、緊急時の受入体制の確保、専門性の確保や地域の体制づくりを行う機能を強化するための地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実を図ります。

- (特に関連する成果目標) 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本的方向3 一般就労への移行の促進

障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

- (特に関連する成果目標) 4 福祉施設から一般就労への移行等

基本的方向4 障害児支援体制の確保

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう体制の構築を図ります。

(特に関連する成果目標) 5 障害児支援の提供体制の整備等

基本的方向5	相談支援体制の充実・強化等
支援の入口となる相談支援体制全体を充実し、障害者の自立した生活を支えるとともに、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。	

(特に関連する成果目標) 6 相談支援体制の充実・強化等

基本的方向6	障害福祉サービス等の質の向上
障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう実施体制の構築を図ります。	

(特に関連する成果目標) 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害

児支援の提供体制に係る目標（令和5年度における成果目標）

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定時の福祉に関するアンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり令和5年度における数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 第5期計画の状況

ア 地域生活移行者数

- 目標値… 令和2年度末における地域生活移行者数について、平成28年度末時点の施設入所者数592人の9%（54人）を目指す。
- 実績… 令和元年度末現在31人
目標値の達成は困難と考えられます。

イ 施設入所者数

- 目標値… 令和2年度末の施設入所者数について、平成28年度末の施設入所者数592人から、2%（12人）減少することを目指す。
- 実績… 令和元年度末現在では、565人で27人の減少となっており、目標に達しています。

(2) 第6期計画の目標値

項目	目標値	説明
地域生活移行者数	34人	令和2年度から令和5年度末までの間で施設入所から地域生活に移行する者の人数

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指すとしています。

本市では、第5期の達成状況を鑑み、令和元年度末の施設入所者数565人の6%である34人を目標値とします。

項目	目標値	説明
施設入所者数の減	10人	令和元年度末の施設入所者565人からの減少数（令和5年度末）

国の基本指針では、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本としています。

本市では、令和元年度末の施設入所者数565人の1.6%である10人を目標値とします。

(3) 施策の方向性

ア 引き続き、共同生活援助の整備を推進するとともに、地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図ります。

イ 障害者の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の一層の拡充を図ります。

ウ 成年後見制度の拡大、虐待の防止など障害者の権利を擁護するとともに、障害に対する理解を深める取り組みを行います。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 第5期計画の状況（岡山県の状況）

ア 入院後3か月時点での退院率

○目標値… 令和元年6月～令和2年5月の1年間における入院後3か月時点の退院率を67%（平成26年調査時点）から69%以上に引き上げる。

○実績… 64%（平成28年6月～平成29年5月の1年間の実績）

イ 入院後6か月時点での退院率

○目標値… 令和元年6月～令和2年5月の1年間における入院後6か月時点の退院率を82%（平成26年調査時点）から84%以上に引き上げる。

○実績… 79%（平成28年6月～平成29年5月の1年間の実績）

ウ 入院後1年時点での退院率

○目標値… 令和元年6月～令和2年5月の1年間における入院後6か月時点の退院率を88%（平成26年調査時点）から90%以上に引き上げる。

○実績… 87%（平成28年6月～平成29年5月の1年間の実績）

エ 入院期間1年以上の長期入院患者数（65歳以上）

○目標値… 令和2年6月末時点での入院期間1年以上の長期入院患者数を、1,702人（平成26年調査時点）から1,500人以下に減らす。

○実績… 1,760人（3.4%増加）（平成29年6月末時点の実績）

オ 入院期間1年以上の長期入院患者数（65歳未満）

○目標値… 令和2年6月末時点での入院期間1年以上の長期入院患者数を、990人（平成26年調査時点）から680人以下に減らす。

○実績… 787人（20.5%減少）（平成29年6月末時点の実績）

（2）第6期計画の目標値

（入院中の精神障害者の地域生活への移行）

国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活への移行については、都道府県が数値目標を設定することとなっています。本市においては、岡山県の数値目標を参考に施策の方向性を定めます。

岡山県の定めた目標値		
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		316日以上
精神病床における1年以上の長期入院患者数	65歳以上	検討中（国の推計式を用いて設定）
	65歳未満	検討中（国の推計式を用いて設定）
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	平成29年調査時の64%から69%に引き上げる。
	入院後6か月時点	同年調査時の79%から86%に引き上げる。
	入院後1年時点	同年調査時の87%から92%に引き上げる。

（3）施策の方向性

- ア 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制整備を進めるため、保健・医療・福祉等の関係機関による情報共有や協議を行います。
- イ 入院中の精神障害者の地域移行を進めるために、地域移行支援及び地域定着支援の利用を促進します。また、退院意欲の喚起を図るため、ピアサポーターによる支援を推進します。
- ウ 長期入院精神障害者の退院支援や地域生活支援を充実させるために、精神科病院や地域援助事業者を対象にした連絡会や研修会を開催します。併せて、障害者自立支援協議会地域部会・精神保健福祉部会等と協議し、包括的な支援に取り組みます。
- エ 住居の準備、経済的基盤の確保、社会参加の機会の確保、家族調整など、地域生活に必要な支援を行います。
- オ 障害者の日常生活を支えるために相談支援の充実を図るとともに、本人の意向を尊重したサービスが提供されるよう、研修等を通じて地域援助事業者のスキルアップを図ります。
- カ 障害者が生活しやすい地域づくりを進めるため、地域や学校において、精神疾患や障害の正しい理解の促進並びに偏見をなくす取組の充実を図ります。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 第5期計画の状況

- 目標値… 平成29年度に設置した地域生活支援拠点3箇所について、拠点機能の充実を図る。
- 実績… 平成29年10月に3箇所設置。

(2) 第6期計画の目標値

項目	目標値
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	年1回以上運用状況を検証及び検討する。

国の基本指針では、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能等を強化するための地域

生活支援拠点を令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1箇所（拠点又は面的な体制）以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

本市では、平成29年度に整備した3箇所について、拠点機能の充実を図ることを目指します。

(3) 施策の方向性

ア 自立支援協議会の地域部会を単位として、多機能型拠点を中心に地域部会の事業者間の連携を活かした面的機能の組み合わせで、事業を実施します。

イ 基幹相談支援センターや自立支援協議会等との連携を図りながら、相談支援の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制、専門的な人材の養成・確保、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、運用状況を検証・検討し、拠点としての機能の充実・発展を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 第5期計画の状況

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

○目標値… 令和2年度中における一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績（95人）の1.6倍（152人）を目指す。

○実績… 平成30年度152人、令和元年度145人
平成30年度末時点では、目標に達しましたが、令和元年度末では、目標を下回っています。

イ 就労移行支援事業の利用者数の増

○目標値… 令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数150人から2.5割（38人）増加することを目指す。

○実績… 令和元年度末の就労移行支援の利用者は238人で平成28年度末150人から88人増加。
令和元年度末では、目標に達しています。

ウ 就労移行率が3割以上の事業所数

- 目標値… 令和2年度末において、就労移行率が3割以上の事業所が、就労移行支援事業所の5割以上となることを目指す。
- 実績… 令和元年度末において、就労移行率が3割以上の事業所は9箇所、就労移行支援事業所19箇所の47.4%。令和元年度末では、目標を下回っています。

エ 就労定着支援事業による職場定着率

- 目標値… 平成30年度と令和元年度に就労定着支援事業による支援を開始した者について、支援開始から1年後の職場定着率が8割以上を目指す。
- 実績… 平成30年度に就労定着支援事業による支援を開始した者の支援開始から1年後の職場定着率は87.0%で、令和元年度末では、目標に達しています。

(2) 第6期計画の目標値

項目	目標値	説明
福祉施設から一般就労への移行者数	185人	①令和5年度中に福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の人数
	107人	①のうち就労移行支援事業の利用者で一般就労へ移行する者の人数
	58人	①のうち就労継続支援A型事業の利用者で一般就労へ移行する者の人数
	15人	①のうち就労継続支援B型事業の利用者で一般就労へ移行する者の人数

国の基本指針では、令和5年度中の一般就労への移行者数を令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

本市では、令和元年度の一般就労への移行者数145人の1.27倍である185人を目標値とします。

また、国の指針では、上記のうち就労移行支援事業の利用者については、令和元年度の実績の1.30倍以上とすることを、就労継続支援A型事業の利用者については、令和元年度の実績の1.26倍以上とすることを、就労継続支援B型事業の利用者については、令和元年度の実績の1.23倍以上とすることをそれぞれ基本としています。

本市では、令和元年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数

82人の1.30倍である107人を、就労継続支援A型事業の利用者については、一般就労への移行者数46人の1.26倍である58人を、就労継続支援B型事業の利用者については、一般就労への移行者数12人の1.23倍である15人をそれぞれ目標値とします。

※ 福祉施設の範囲

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

項 目	目 標 値
就労定着支援事業の利用者割合	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。

国の基本指針では、就労移行支援を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

本市では、国の基本指針と同じく7割を目標とします。

項 目	目 標 値
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

本市では、国の基本指針と同じく7割以上を目標とします。

(3) 施策の方向性

ア 障害者が一般企業等と就職面接する機会の確保、障害者雇用企業等の開拓、就労継続支援A型事業所等の障害者の一般就労移行に向けた取り組みへの支援などを図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

イ 一般就労している障害者同士が交流できる拠点の運営、就労支援事業者による職場訪問等の職場定着支援活動への支援などを図り、障害者の職場定着を推進します。

ウ 障害者優先調達の取り組みの推進、福祉の店における障害者が製作した商品の販売事業の拡大、障害者就労施設が製作する商品の改良・開発、販売機会や販路の拡大への支援などを図り、障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を推進します。

エ 障害児に対する将来の就労と自立への基礎づくりを図るため、障害児仕事体験事業を支援し、障害児の仕事体験活動への参加を推進するとともに、岡山市役所において、特別支援学校高等部の職場体験実習の受入れを行います。

オ 労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関、特別支援学校、障害者自立支援協議会、市民団体、民間企業との連携を深め、様々な就労支援活動や職場における障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

カ 就労全般にわたっての相談支援体制の充実を図ります。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 第1期計画の状況

ア 児童発達支援センターの設置数

- 目標値… 5箇所ある児童発達支援センターについて、障害種別ごとの地域支援の実施状況をみながら、機能強化を図る。
- 実績… 令和元年度末現在5箇所。

イ 保育所等訪問支援を実施する事業所数

- 目標値… 平成29年10月現在、市内に9箇所ある保育所等訪問支援を実施する事業所数を令和2年度末までに、15箇所とすることを目指す。
- 実績… 令和元年度末現在では、10箇所となっており、目標に達することは困難となっています。

ウ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

- 目標値… 平成29年10月現在、市内にある主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所2箇所、放課後等デイサービス事業所2箇所について、事業の実施状況を見ながら、身近な地域で支援を受けられるようにすることを目指す。
- 実績… 令和元年度末現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所2箇所、放課後等デイサービス事業所3箇所。

エ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 目標値… 平成30年度末までに、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを旨とする。
- 実績… 令和元年度に保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しており、令和元年度末では、目標に達しています。

(2) 第2期計画の目標値

項目	目標値
児童発達支援センターの設置数	5箇所

国の基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置することを基本とするとされています。

本市では、現在、児童発達支援センターが5箇所あり、それぞれの主たる障害種別を中心に地域支援を行っています。障害種別ごとの実施状況を検証し、児童発達支援センターの充実・機能強化を図ります。

項目	目標値
保育所等訪問支援を実施する事業所数	15箇所

国の基本指針では、令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。

本市では、令和2年10月現在、市内に保育所等訪問支援事業所は11箇所あります。事業の実施状況を見ながら、障害児の地域社会への参加・包容が推進されるよう図ります。

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所 2箇所 放課後等デイサービス事業所 3箇所

国の基本指針では、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを基本とするとされています。

本市では、令和2年10月現在、市内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が2箇所、放課後等デイサービス事業所が3箇所あります。事業の実施状況を見ながら、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう図ります。

項 目	目 標 値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市では、令和元年度に関係機関の協議の場を設置しました。今後、関係機関の連携を図るとともに、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

(3) 施策の方向性

ア 事業実施体制の中核である児童発達支援センターを中心とする療育体制の充実を図ります。

イ 関係機関の情報共有、支援検討等の協議により、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、また、支援が乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期に円滑に引き継がれるように図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 目 標 値

項 目	目 標 値
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

国の基本指針では、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする

とされています。

本市では、基幹相談支援センターを設置して、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。

(2) 施策の方向性

ア 相談支援実施体制の中核となる基幹相談支援センターを設置して、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を図ります。

イ 地域の相談支援事業所に対して、助言・指導を行い、相談支援の技術向上を図るとともに、研修を実施するなど人材育成を行い、相談支援体制の強化を図ります。

7 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体

制の構築

(1) 目標値

項 目	目 標 値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

国の基本指針では、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされています。

本市では、障害福祉サービス等に係る各種研修を活用するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を図ります。

(2) 施策の方向性

ア 職員の積極的な研修への参加を促し、職員の資質を高めることにより障害福祉サービスの質の向上を図ります。

イ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の充実を図ります。

第3 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相

談支援、障害児支援等の種類ごとの必要な量の見込みと見込量の確

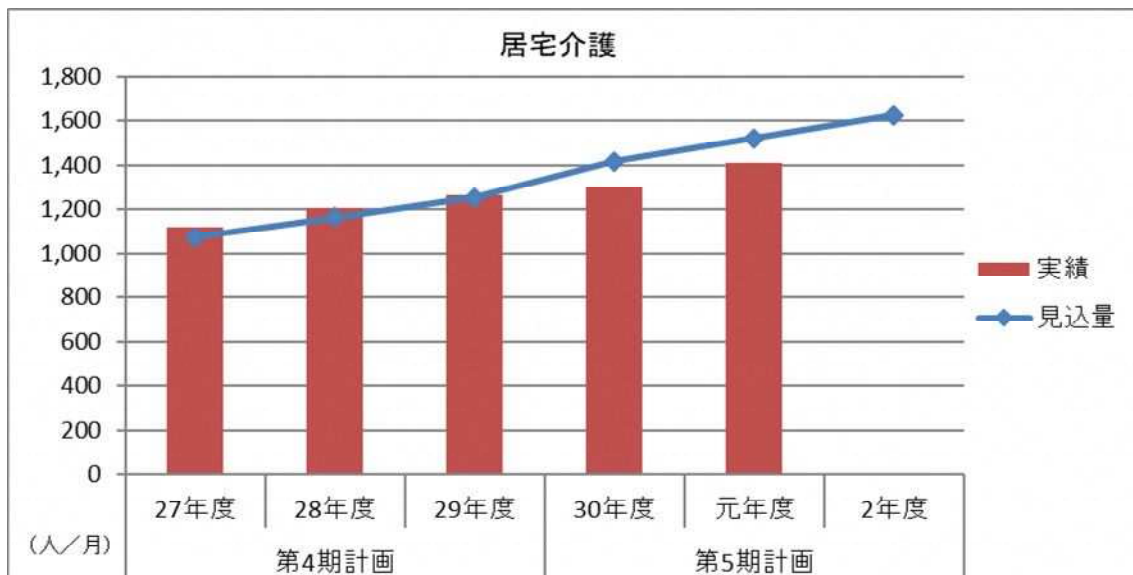
保のための方策

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の実績、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定時の福祉に関するアンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり、各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

1 訪問系サービス

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
居宅介護	人／月	見込量	1,075	1,165	1,255	1,416	1,521	1,626
		実績	1,119	1,205	1,263	1,299	1,407	
	時間／月	見込量	16,125	17,475	18,825	21,240	22,815	24,390
		実績	17,640	18,727	18,896	18,780	20,019	
重度訪問介護	人／月	見込量	120	125	130	126	130	134
		実績	110	118	112	119	113	
	時間／月	見込量	14,400	15,000	15,600	15,624	16,120	16,616
		実績	15,758	14,742	14,329	14,984	15,707	
同行援護	人／月	見込量	100	110	120	100	103	106
		実績	91	94	101	116	116	
	時間／月	見込量	2,300	2,530	2,760	2,100	2,163	2,226
		実績	1,875	2,031	2,098	2,394	2,161	
行動援護	人／月	見込量	40	45	50	38	40	42
		実績	32	34	43	43	41	
	時間／月	見込量	1,200	1,350	1,500	1,026	1,080	1,134
		実績	1,092	886	1,115	1,251	1,286	



(2) 現状と課題

ア 訪問系サービスは、実績が伸びており、今後も地域生活への移行の進展に伴い、居宅介護などのニーズは引き続き拡大すると考えられます。

イ アンケート調査で希望する暮らしを送るために望む支援をたずねた設問（問20）では、約37%の人が「必要な在宅サービスが適切に利用できること」をあげています。

ウ 居宅介護は、障害者が地域生活を送っていくうえで重要なサービスで、ニーズも拡大していますが、市周辺部に事業所が少なくサービスに結びつきにくい状況があります。また、重度心身障害者や医療的ケアが必要な方への支援ニーズも増えてくると予想され、ヘルパーの量と質の拡大に向けた支援を図ることが求められています。

エ 視覚障害者を対象とする同行援護や知的障害者と精神障害者を対象とする行動援護は、それぞれ利用者は限定されますが、アンケート調査で外出するときに困ることをたずねた設問（問25）では、約30%の人が、「困った時にどうすればいいのか心配」との回答が多くなっており、外出時における移動中の支援の必要性が高いと考えられます。

オ 障害者の地域生活への移行を推進し、また、重度障害者の自宅での生活を確保する観点から、引き続き、訪問系サービスの拡充を図る必要があります。

(3) 必要な見込量

(単位 上段：人／月 下段：時間／月)

区分	3年度	4年度	5年度
居宅介護	1, 561 23, 413	1, 644 24, 660	1, 732 25, 973
重度訪問介護	124 18, 551	127 19, 073	131 19, 609
同行援護	121 2, 545	125 2, 634	130 2, 726
行動援護	49 1, 480	53 1, 588	57 1, 704

(4) 見込量確保のための方策

ア 障害者制度全般にわたり、事業者の安定的運営を確保するとともに、新規事業者の参入を促進するため、報酬単価の一層の改善に向けて、国に対して要望していきます。

イ 訪問系サービスのニーズの拡大に対応するとともに、サービスの質の向上を図るため、障害者自立支援協議会等と協力し、研修会、講習会などの実施に取り組みます。

2 日中活動系サービス

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
生活介護	人／月	見込量	1,205	1,290	1,375	1,226	1,261	1,296
		実績	1,117	1,156	1,196	1,233	1,224	
	時間／月	見込量	24,100	25,800	27,500	24,520	25,220	25,920
		実績	23,055	23,928	24,049	24,061	24,552	

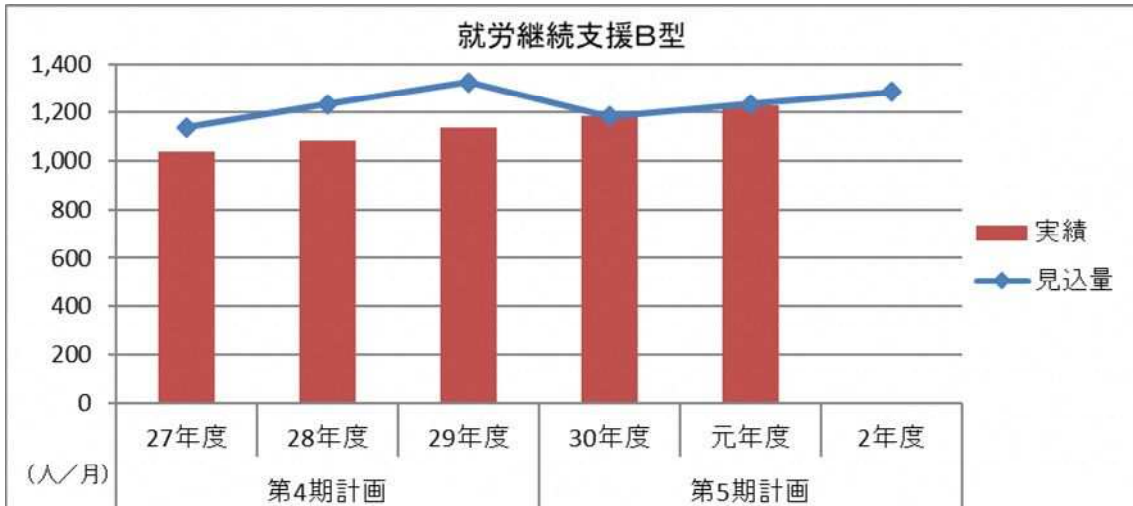


サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
自立訓練 (機能訓練)	人／月	見込量	4	4	4	2	4	6
		実績	0	1	9	5	4	
	人日／月	見込量	70	70	70	40	80	120
		実績	0	23	164	99	71	
自立訓練 (生活訓練)※宿泊型自立訓練を含む	人／月	見込量	64	68	72	55	60	65
		実績	34	39	51	68	66	
	人日／月	見込量	1,280	1,360	1,440	1,100	1,200	1,300
		実績	760	874	970	1,382	1,299	



サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
就労移行支援	人／月	見込量	95	106	117	168	178	188
		実績	104	150	172	176	238	
	人日／月	見込量	1,710	1,908	2,106	2,856	3,026	3,196
		実績	1,649	2,244	2,668	2,714	3,613	
就労継続支援 A型	人／月	見込量	1,095	1,195	1,295	1,383	1,438	1,488
		実績	1,141	1,253	1,275	1,185	1,172	
	人日／月	見込量	21,900	23,900	25,900	27,660	28,760	29,760
		実績	23,674	25,623	25,724	23,660	23,338	
就労継続支援 B型	人／月	見込量	1,140	1,235	1,325	1,184	1,234	1,284
		実績	1,036	1,084	1,138	1,186	1,230	
	人日／月	見込量	19,380	20,955	22,525	21,312	22,212	23,112
		実績	18,529	19,110	19,680	19,897	21,113	
就労定着支援	人／月	見込量				40	60	76
		実績				46	87	





サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
療養介護	人/月	見込量	160	160	160	165	165	165
		実績	162	164	165	166	166	-
短期入所(福祉型)	人/月	見込量	165	185	210	205	221	237
		実績	145	173	197	256	216	-
	人日/月	見込量	832	962	1,092	1,025	1,105	1,185
		実績	703	886	1,035	1,427	1,282	-
短期入所(医療型)	人/月	見込量	65	75	85	81	88	95
		実績	53	67	56	61	10	-
	人日/月	見込量	364	420	476	405	440	475
		実績	261	310	314	337	50	-



(2) 現状と課題

ア 生活介護は、増加傾向にあります。課題としては、市の周辺部に事業所が少ない状況があります。

- イ 障害支援区分が区分3以上である者を対象とする生活介護及び生活介護における入浴支援は、重度障害者の地域生活を支援するため、引き続き、拡充を図る必要があります。
- ウ 強度行動障害や医療的ケア等、より専門的な支援が必要な方への生活介護の拡充が求められています。
- エ 自立訓練（機能訓練）は、医療的リハビリや言語訓練、記憶訓練、感情のコントロールなどが必要な高次脳機能障害への対応など、他の支援で充足されないニーズや就労へ向けた準備のニーズなども考えられます。
- オ 自立訓練（生活訓練）は、支援学校の卒業者の生活自立に向けた訓練及び精神科の入院患者の地域生活への移行の受け皿として、宿泊型自立訓練も含め一定数の利用が見込まれます。
- カ 就労移行支援は、利便性の高い市の中心地域に事業所が増加したこともあり、利用者は増加しています。今後も、障害者の適性に応じた支援のニーズは増えていくと考えられ、拡充を図る必要があります。
- キ 就労継続支援は、A型については、運営基準の厳格化（平成29年厚生労働省通知）により、利用者支援の適正化が図られたこともあり、利用者数は横ばいの状態です。B型については、利用者数が伸びています。
- ク 就労定着支援は、平成30年度から始まったサービスで、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者の環境変化による生活面・就業面の課題解決に向けて必要となる支援です。利用のニーズも増えており、今後も利用が見込まれることから、引き続き、拡充を図る必要があります。
- ケ 短期入所は、障害者が地域生活を続けていくうえで、特に重要なサービスです。介護者の一時的な休息のための利用のニーズも多く、今後も相当量の利用が見込まれることから、引き続き、拡充を図る必要があります。

(3) 必要な見込量

(単位 上段：人／月 下段：人日／月)

区 分	3年度	4年度	5年度
生活介護	1, 272 25, 440	1, 297 25, 934	1, 322 26, 437
自立訓練 (機能訓練)	5 95	5 95	5 95
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型自立訓練を含む	70 1, 400	72 1, 442	74 1, 486
就労移行支援	289 4, 627	299 4, 789	310 4, 957
就労継続支援 (A型)	1, 180 23, 600	1, 180 23, 600	1, 180 23, 600
就労継続支援 (B型)	1, 338 24, 086	1, 396 25, 123	1, 456 26, 204
就労定着支援	156 -	234 -	351 -
療養介護	170 -	170 -	170 -
短期入所(福祉型)	320 1, 857	336 1, 950	353 2, 048
短期入所(医療型)	77 423	82 449	87 478

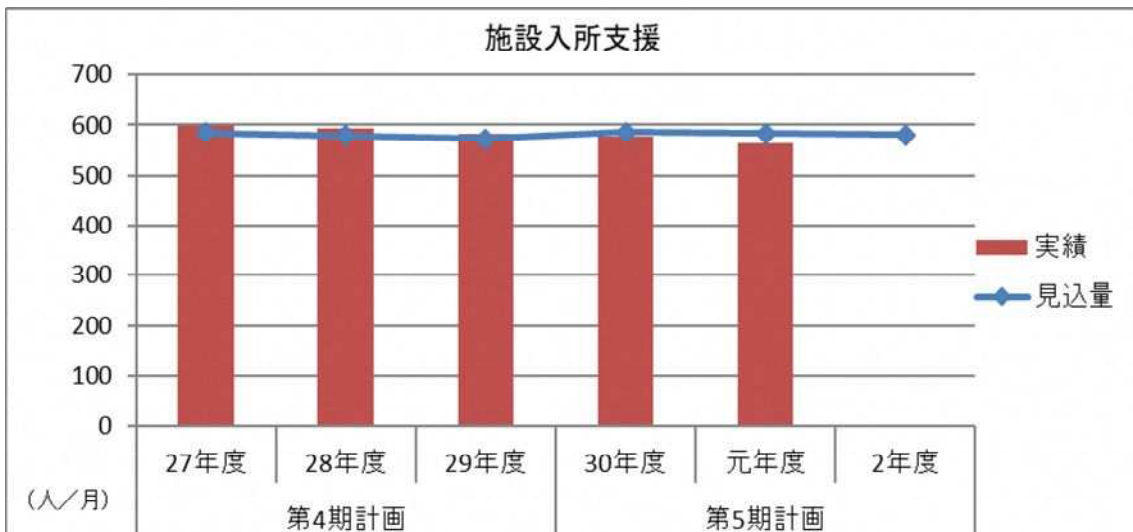
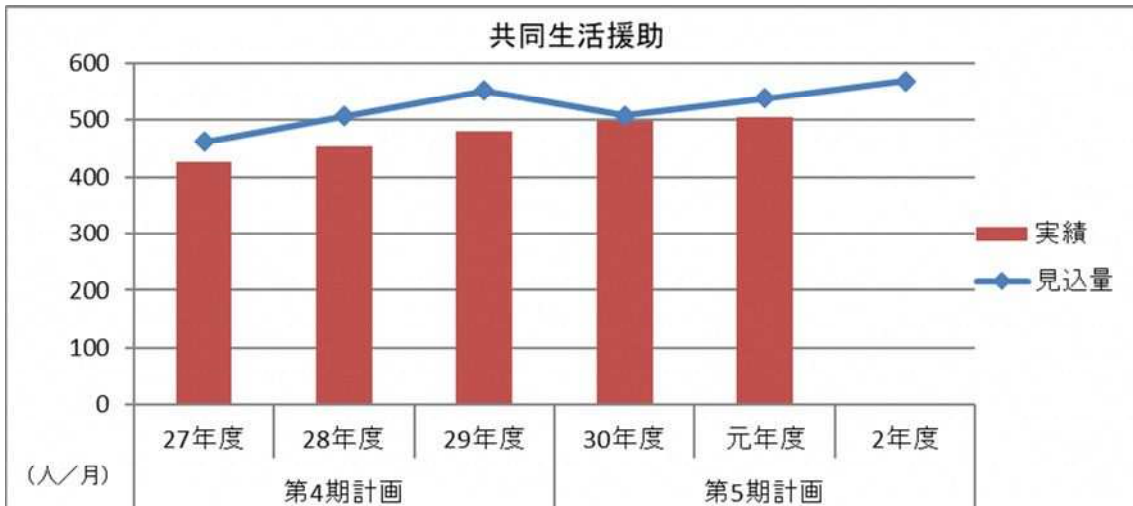
(4) 見込量確保のための方策

- ア 施設や病院からの地域移行を図るために、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)が拡大されるよう、事業者への働きかけを行います。
- イ 障害者が一般企業等と就職面接する機会の確保、就労支援事業者(就労移行支援事業者、就労継続支援事業者)が行う職場定着支援活動や一般就労に向けた取り組みへの支援、及び事業所どうしの交流機会の提供等により、就労支援事業者を支援します。
- ウ 就労継続支援A型については、適切な事業運営が図られるよう、指導及び支援を行います。
- エ 短期入所は、地域での生活を安心して続けられるよう、緊急時に受け入れる体制の整備を図ります。

3 居住系サービス

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
自立生活援助	人/月	見込量				10	15	20
		実績				0	6	
共同生活援助	人/月	見込量	462	502	552	508	538	568
		実績	427	453	480	498	505	
施設入所支援	人/月	見込量	585	579	573	586	583	580
		実績	599	592	583	578	565	



(2) 現状と課題

ア 共同生活援助の利用者数は、増加しています。地域生活への移行を推進するためには、引き続き、共同生活援助の整備を進めるとともに、共同生活援助から一人暮らしや家庭での生活への移行の支援を充実させる必要があります。

実施については、施設と世話人等の確保が課題となっています。

イ 施設入所支援は、共同生活援助などでの対応が困難であるなど、施設入所が真に必要であると判断される場合に限定されますが、真に施設入所支援を必要とする場合においては、円滑にサービスの提供を受けることができる体制を整える必要があります。

(3) 必要な見込量

(単位：人／月)

区分	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	19	23	29
共同生活援助	592	651	716
施設入所支援	562	559	555

(4) 見込量確保のための方策

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点から、原則として、新たな入所施設の整備は行いませんが、強度行動障害等の重度障害者に対し、適切な支援や居場所の確保などサービス提供の体制確保を行います。

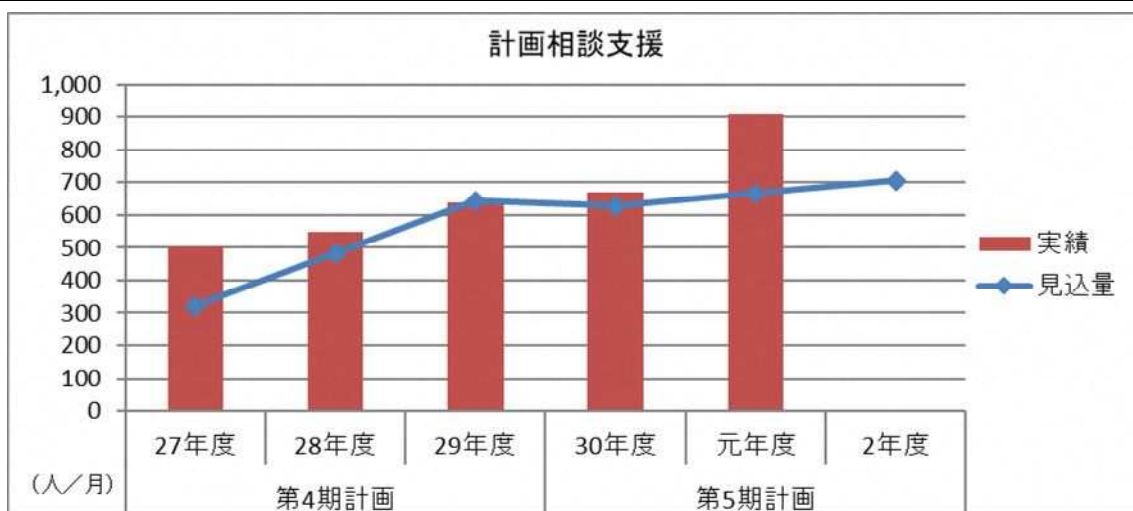
イ 共同生活援助の整備に当たっては、事業の優先度が高いことから、積極的に事業者への働きかけを行っていきます。

ウ 地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図り、施設からの地域移行を推進します。

4 相談支援

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画相談支援	人／月	見込量	332	483	644	627	667	707
		実績	502	547	637	670	910	
地域移行支援	人／月	見込量	10	15	20	3	5	7
		実績	2	1	2	6	6	
地域定着支援	人／月	見込量	60	70	80	65	70	75
		実績	67	63	65	84	106	



(2) 現状と課題

ア 複合課題を持つ困難ケース、強度行動障害者や医療的ケアなど専門性の高い支援が必要なケースが増えてきています。

イ 計画相談支援を受けず自分でサービス等利用計画を立てている障害者のセルフプラン率は、令和2年9月末現在で約39%となっており、全国平均（令和元年度15.9%）と比べて高い割合となっています。

計画相談支援の利用者数は、増えてきていますが、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、計画相談支援を実施する体制の整備を進め、必要に応じて計画相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

ウ アンケート調査で今後利用したい障害福祉サービスをたずねた設問（問34）では、約41%が、計画相談支援を利用したいと回答してお

り、もっとも多い回答となっています。

エ 地域移行支援、地域定着支援は、施設や病院からの地域移行を図るために、拡充する必要があります。

オ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を拡大していくためには、これらのサービスの実施事業者を含めた地域相談支援体制全体の充実が必要です。

(3) 必要な見込量

(単位：人／月)

区 分	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	1, 017	1, 121	1, 235
地域移行支援	15	23	34
地域定着支援	126	137	149

(4) 見込量確保のための方策

ア 事業者の安定的運営を確保するとともに、新規事業者の参入を促進するため、報酬体系の見直し等について、国に対して要望していきます。

イ 計画相談支援の実施が拡大されるよう、引き続き事業者に働きかけを行うとともに、障害者自立支援協議会、相談支援事業所等と現状把握、課題の整理等について協議を行いながら、実施体制の整備を進めていきます。

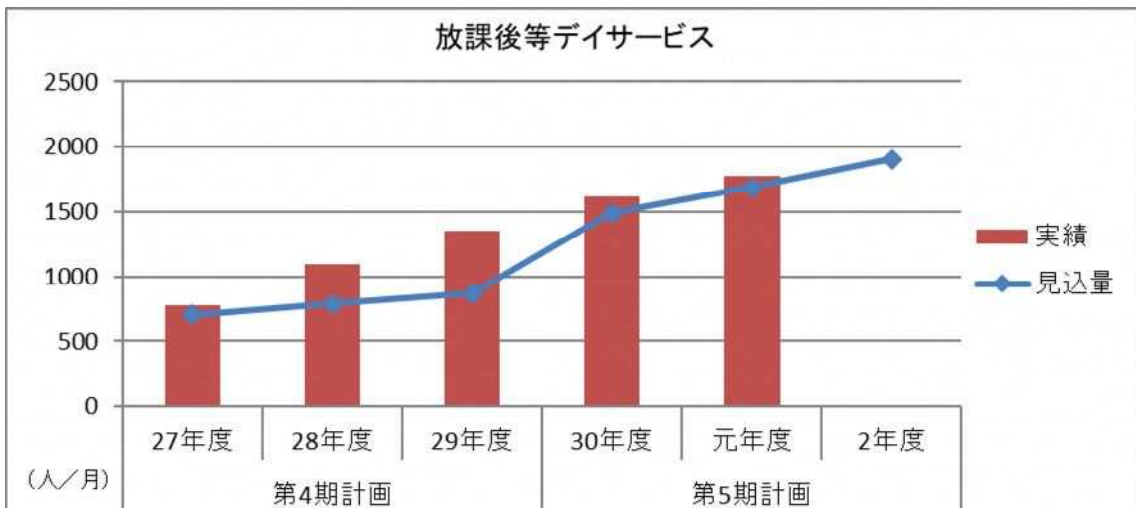
ウ 基幹相談支援センターや医療機関、発達障害者支援センターとも連携し、強度行動障害や医療的ケアなど、専門性の高い相談や困難ケースの相談を含めた総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。

エ 障害者自立支援協議会等と協力し、新規事業者等への研修等による人材育成を図るとともに、地域移行のネットワークの強化、社会資源の開発及びサービス等利用計画などのサービスの質の向上に取り組みます。

5 障害児支援

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
児童発達支援	人／月	見込量	640	640	640	1,082	1,112	1,132
		実績	896	977	1,207	1,354	1,428	
	人日／月	見込量	2,880	2,880	2,880	6,492	6,672	6,792
		実績	4,702	5,678	6,851	7,707	8,121	
医療型児童発達支援	人／月	見込量	10	10	10	10	10	10
		実績	8	5	5	3	2	
	人日／月	見込量	75	75	75	60	60	60
		実績	43	33	22	15	19	
放課後等デイサービス	人／月	見込量	710	790	870	1,490	1,690	1,905
		実績	782	1,099	1,347	1,618	1,771	
	人日／月	見込量	3,834	4,266	4,698	10,430	11,830	13,335
		実績	5,079	7,841	10,184	12,303	14,773	
保育所等訪問支援	人／月	見込量	20	20	20	35	40	45
		実績	11	25	28	24	12	
	人日／月	見込量	38	38	38	56	64	72
		実績	19	25	28	44	26	
居宅訪問型児童発達支援	人／月	見込量				5	10	15
		実績				0	0	
	人日／月	見込量				30	60	90
		実績				0	0	
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	人／月	見込量	110	110	110	105	105	105
	実績	97	101	89	88	78		
障害児相談支援	人／月	見込量	156	217	278	228	268	308
	実績	78	148	177	197	226		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	見込量				2	3	4
		実績				0	0	
保育所・認定こども園 (障害児)	人	見込量				623	685	753
		実績				877	952	
放課後児童健全育成事業 (障害児)	人	見込量				639	689	719
		実績				611	675	



(2) 現状と課題

- ア 児童発達支援、放課後等デイサービスは、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應するための訓練等、障害児の発達を支援するために重要です。
- イ 特に放課後等デイサービスの利用は増加しています。事業所も増加していますが、支援内容の質の向上が求められています。
- ウ 放課後等デイサービスにおいては、障害児に必要な支援を行う上で学校・サービス提供事業所・相談支援事業所・保護者など関係者間の情報交換・情報共有といった連携がますます重要になってきています。
- エ アンケート調査で「サービスを受けるときに困ること」をたずねた設問（問27）では、「事業者を選ぶための情報が少ない」との回答が約

53%ありました。

また、自由記述においても、情報提供と相談支援を求める意見が多くありました。

オ 障害児相談支援を受けず保護者が障害児支援利用計画を立てているセルフプラン率は、令和2年9月末現在で約73%となっており、全国平均（令和元年度28.2%）と比べて高い割合となっています。

セルフプランであることにより、療育として必要とする適切なサービスを受けられていない障害児がいます。障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、障害児相談支援を実施する体制の整備を進めるとともに、障害児相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

カ 医療的ケア児等の医療型短期入所先の拡大や訪問入浴サービスの対象者の拡大等、在宅支援に係るサービスの充実を求める意見が関係機関等からありました。また、医療等との調整・連携がますます重要になってきています。

(3) 必要な見込量

(単位 上段：人/月 下段：人日/月)

区 分	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	1,786 10,719	1,965 11,791	2,162 12,970
医療型児童発達支援	5 45	5 45	5 45
放課後等デイサービス	2,287 18,293	2,515 20,123	2,767 22,135
保育所等訪問支援	36 65	40 72	44 79
居宅訪問型 児童発達支援	5 30	5 30	5 30
障害児入所施設 (福祉型)	45 -	45 -	45 -
障害児入所施設 (医療型)	35 -	35 -	35 -
障害児相談支援	300 -	346 -	398 -

(単位 人)

区 分	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	5	6	7

(単位 人)

種 別	3年度	4年度	5年度
保育所・幼稚園・認定こども園（障害児）	1,303	1,337	1,370
放課後児童健全育成事業（障害児）	728	750	773

(4) 見込量確保のための方策

- ア 障害児通所支援の質の向上に向けて、事業実施体制の中核である児童発達支援センターの充実を図ります。
- イ 国が策定している「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」の周知活用を図ります。
- ウ 障害者自立支援協議会等と協議しながら、障害児の保護者の方に障害児通所支援に関する情報が提供できるよう図ります。
- エ 障害児相談支援事業の実施が拡大されるよう、引き続き事業者働きかけを行っていきます。
- オ 障害児相談支援については、障害者自立支援協議会、相談支援事業所等と現状把握、課題の整理等について協議を行いながら、実施体制の整備を進めていきます。
- カ 保育園・幼稚園・認定こども園では、専用保育室を備えた障害児拠点保育園や、その他の園で、障害児への保育や教育を行います。保育士等や支援員の加配、専門の講師等の巡回指導や訪問指導の実施、研修の充実等により、障害児保育、特別支援教育の拡充を図ります。
- キ 放課後児童健全育成事業については、障害児支援にかかる職員の配置及び研修の実施、また、バリアフリー化や静養スペースの確保等により、

利用を希望する障害児の受入れを進めていきます。

ク 医療的ケア児については、医療的ケア児等コーディネーター等支援者研修を実施し、コーディネーターを配置することで専門的な相談や医療等との連携調整等ができる体制の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図るための協議の場において、情報の共有や支援の検討などの協議を進めていきます。

6 発達障害者等に対する支援

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第4期計画			第5期計画		
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
発達障害者支援地域協議会の開催	回	見込量				1	1	1
		実績				1	0	
発達障害者支援センターによる相談支援	件	見込量				3,360	3,600	3,840
		実績				2,591	2,592	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件	見込量				60	70	80
		実績				41	52	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件	見込量				100	100	100
		実績				121	82	

(2) 現状と課題

ア 発達障害者への支援については、発達障害者の自立を目指し、早期発見・支援の取り組みや教育、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した支援の充実を図る必要があります。

イ 乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う支援体制整備を図る必要があります。

不適切な支援が繰り返されると、強度行動障害などの困難な状況に陥る場合もあります。支援にあたっては、発達障害の特性の理解と基本的スキルを獲得する必要があります。

ウ 発達障害者やその家族が安心して生活できるよう、発達障害に対する理解を地域全体に広めるための普及啓発や支援に関わる者の資質向上を図る必要があります。

(3) 必要な見込量

区 分	3年度	4年度	5年度
発達障害者支援地域協議会の開催 (開催回数)	1	1	1
発達障害者支援センターによる相談 支援(相談件数)	2,600	2,600	2,600
発達障害者支援センター及び発達障 害者地域支援マネジャーの関係機関 への助言(助言件数)	80	80	80
発達障害者支援センター及び発達障害 者地域支援マネジャーの外部機関や地域住 民への研修、啓発(研修・啓発研修件数)	80	80	80
ペアレントトレーニングやペアレン トプログラム等の支援プログラム等 の受講者数	70	70	70
ペアレントメンターの人数	12	12	12
ピアサポートの活動への参加人数	3	3	3

(4) 見込量確保のための方策

- ア 発達障害者のニーズを踏まえ、専門的な相談支援の充実とともに発達障害者支援センターを核とした体制整備の強化を図るため発達障害者支援地域協議会の推進に努めます。
- イ 発達障害の正しい理解や支援のあり方について普及啓発に努めるとともに、地域との協働や支援に携わる人への研修などの充実に取り組みます。
- ウ 発達障害者支援センターは、職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・教育へのコンサルテーションや後方支援に努めます。
- エ 強度行動障害など対応困難な事例において、自閉症スペクトラム症などの発達障害の支援が有効な場合には、発達障害者支援センターや医療、福祉、教育等の専門職員が連携し、事例解決に向けて、技術指導や研修を行います。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 実績

項目	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	-	-	-	-	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	-	-	-	-	9	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	-	-	0	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人/月	2	1	2	5	6	
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人/月	35	43	41	64	80	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人/月	105	104	105	113	105	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人/月	-	-	-	0	6	

(2) 現状と課題

ア 地域移行支援の利用者数は徐々に増えつつありますが、日常的に活用される状況にはないため、今後も利用を促進していく必要があります。

イ 地域移行を推進するにあたっては、住まいの確保が重要ですが、共同生活援助の利用者数は横ばいとなっています。

(3) 必要な見込量

区分	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催（開催回数）	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加（参加者数）	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施（回数）	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	7	7	7

精神障害者の地域定着支援の利用者数（人／月）	84	92	100
精神障害者の共同生活援助の利用者数（人／月）	134	147	162
精神障害者の自立生活援助の利用者数（人／月）	10	10	10

(4) 見込量確保のための方策

- ア 精神科病院への長期入院患者の実態調査を継続して実施し、現状・課題を常に把握するとともに、調査結果を医療機関や相談支援事業所と共有することで、地域移行支援の必要性について両者の理解を深めます。
- イ 地域移行支援の利用を促進するため、地域移行連絡会や、自立支援協議会の地域部会における地域移行ワーキングを継続して開催し、医療機関と相談支援事業所との連携強化を図ります。
- ウ 新たな長期入院者を増やさないため、医療機関への退院後支援計画導入の働きかけを継続して行うとともに、研修や事例検討等を通じて退院後支援の枠組みの理解を促進し、退院支援における一貫した体制を構築します。
- エ 共同生活援助の整備に当たっては、事業の優先度が高いことから、積極的に事業者への働きかけを行っていきます。

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

(1) 実績

項目	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込	有無	-	-	有	有	有	
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件	36	36	36	36	36	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	-	-	-	9	11	
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	-	1	1	2	1	

(2) 現状と課題

ア 平成27年4月から、サービス等利用計画等の作成が義務化されました。しかし、地域の相談支援事業所が一部の処遇困難ケースの対応に追われ、相談できるところもないために問題を抱え込んでしまい、他の利用計画作成やモニタリングまで手が回らなくなっていることが多い状況です。

イ 新規参入する地域の相談支援事業所が少なく、既存の相談支援事業所は新規ケースを受ける余裕がないため、結果としてセルフプラン率が減少しにくい状況となっています。

(3) 必要な見込量

区分	3年度	4年度	5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込	有	有	有
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	36	36	36
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	2	2	2

(4) 見込量確保のための方策

ア 相談支援体制を見直し、基幹相談支援センターを設置して現状の2層構造から3層構造にすることで、地域の相談支援事業者へ困難事例等への指導・助言を行います。

イ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点において、定期的に人材育成研修やOJT研修を行います。

9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 実績

項目	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数	人	-	-	25	33	27	
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数	有無・回	有・1	有・1	有・1	有・1	有・1	

(2) 現状と課題

ア 県が開催する研修の内容は固定化されており、新たな研修が企画されることがほとんどない状況です。

イ 障害者自立支援審査支払等システムからデータを抽出・分析し、主に事業所の体制面における過誤請求事例について、事業所と共有し、指導に使用しています。

(3) 必要な見込量

区分	3年度	4年度	5年度
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数	27	27	27
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数	有・1	有・1	有・1

(4) 見込量確保のための方策

ア 現場での経験のない行政職員が研修の講師を務めていることが多いため、支援に直接携わっているベテラン職員による実務体験に基づく講義を行うなど、受講者にとって有益で実践的な研修内容とするよう、事前の研修依頼時や、研修後のアンケート等を通して県に働きかけを行います。

イ 監査前の基礎資料としての活用や、集団指導時に過去の過誤請求事例との比較分析をする等、システムから抽出されるデータの重要度を高めていくことで、有用性を確保します。

第4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第5期計画の実績、第6期計画策定時の福祉に関するアンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり、各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

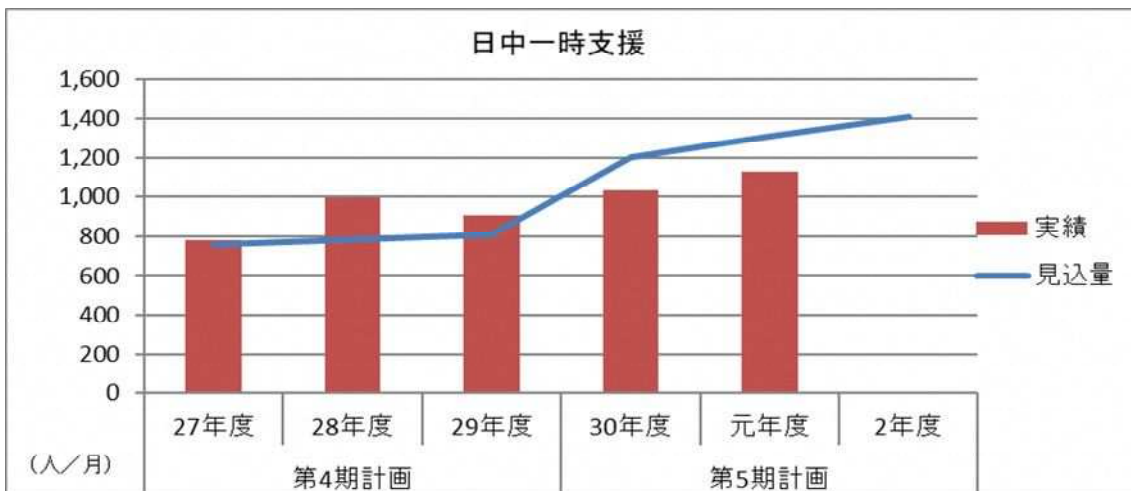
1 実績

サービスの種類		区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	見込量		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業 (実施の有無)	見込量		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	
相談 支援 事業	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	見込量	20	20	20	18	18	18
		実績	20	20	20	18	16	
	基幹相談支援センター (実施の有無)	見込量	無	無	無	有		
		実績	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機 能強化事業(実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業 (実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業 (年間利用者数)	見込量	27	27	27	25	25	25	
	実績	45	17	12	17	33		
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	有		
意思疎通支 援事業	手話通訳者・要約筆 記者派遣事業(月派 遣件数)	見込量	93	102	111	115	121	127
		実績	102	115	110	141	129	
	手話通訳設置事業 (実配置者数)	見込量	2	2	2	5	5	5
		実績	2	5	5	5	5	

サービスの種類		区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
日常生活用具給付等事業 (年間給付件数)	介護・訓練支援用具	見込量	32	32	32	30	30	30	
		実績	23	25	32	30	40		
	自立生活支援用具	見込量	79	79	79	83	83	83	
		実績	74	117	82	76	65		
	在宅療養等支援用具	見込量	100	100	100	104	104	104	
		実績	109	94	105	89	94		
	情報・意思疎通支援用具	見込量	200	200	200	180	180	180	
		実績	150	107	113	157	132		
	排泄管理支援用具	見込量	14,771	15,731	16,753	15,269	16,032	16,834	
		実績	13,666	13,849	14,242	14,201	14,424		
居宅生活動作補助用具	見込量	18	18	18	22	22	22		
	実績	12	17	10	12	14			
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了者数)		見込量	75	75	75	100	100	100	
		実績	106	95	130	130	148		
移動支援事業(月利用者数)	(月実利用者数)	見込量	625	645	665	667	682	697	
		実績	683	637	658	663	650		
	(月延利用時間数)	見込量	9,688	9,998	10,308	9,672	9,889	10,107	
		実績	9,689	9,619	9,727	8,839	7,943		
地域活動支援センター (月利用者数)	I型	(実施箇所数)	見込量	7	7	7	7	7	7
			実績	7	7	7	7	7	
	(月実利用者数)	見込量	100	100	100	90	90	90	
		実績	86	82	74	71	75		
	II型	(実施箇所数)	見込量	13	13	13	12	12	12
			実績	13	12	12	12	12	
	(月実利用者数)	見込量	120	120	120	100	100	100	
		実績	102	94	82	69	60		
	III型	(実施箇所数)	見込量	8	8	8	7	7	7
			実績	7	7	7	7	6	
	(月実利用者数)	見込量	120	120	120	100	100	100	
		実績	106	98	94	81	74		
発達障害者支援センター 一運営事業	(実施箇所数)	見込量	1	1	1	1	1	1	
		実績	1	1	1	1	1		
	(月利用者数)	見込量	210	240	300	80	90	100	
		実績	202	222	231	215	216		

サービスの種類		区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
障害児等療育支援事業 (実施箇所数)		見込量	7	7	7	7	7	7	
		実績	7	7	7	7	7		
専門性の高い 意思疎通 支援を行う 者の養成事 業(資格取 得者数)	手話通訳者養成研修 事業	見込量	2	2	2	2	2	2	
		実績	3	2	4	4	5		
	要約筆記者養成研修 事業	見込量	4	4	4	3	3	3	
		実績	4	2	5	3	7		
	盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	見込量	5	5	5	4	4	4	
		実績	3	3	3	7	6		
専門性の高い 意思疎通 支援事業を 行う者の派 遣事業(年間 実利用件数)	手話通訳者派遣事業	見込量				8	8	8	
		実績				11	19		
	要約筆記者派遣事業	見込量				9	9	9	
		実績				20	26		
	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	見込量				226	226	226	
		実績				228	134		
広域的な 支援事業	精神障害者地 域生活 支援広 域調整 等事業	地域生活支援広域調整会議 等事業(協議会開催件数)	見込量				1	1	1
		実績				0	1		
	地域移行・生活支援事業 (ピアサポート従事者数)	見込量					20	20	20
		実績					18	30	
	災害派遣精神医療子一 ム体制整備事業(協議 会開催件数)	見込量					1	1	1
		実績					1	2	
発達障害者支援地域協議会による 体制整備事業(協議会開催件数)	見込量					1	1	1	
	実績					1	0		
日中一時支援事業 (月利用者数)		見込量	755	780	805	1,202	1,307	1,412	
		実績	778	992	904	1,034	1,130		
福祉ホーム事業(月利用者数)		見込量	16	16	16	15	15	15	
		実績	16	15	16	16	16		
社会 参加 促進 事業	スポーツ大会・教室開催 (年間参加者数)	見込量	1,450	1,450	1,450	1,300	1,300	1,300	
		実績	1,131	1,168	53	1,257	1,174		
	芸術・文化開催 (年間応募者数)	見込量	300	300	300	300	300	300	
		実績	177	446	470	414	441		
	点字・声の広報発行 (年間発行回数)	見込量	34	34	34	32	34	32	
		実績	34	32	34	32	34		
	自動車運転免許取得助成 (年間取得件数)	見込量	11	11	11	11	11	11	
		実績	15	15	23	16	28		

自動車改造費助成 (年間助成件数)	見込量	40	40	40	40	40	40
	実績	56	41	46	56	37	



2 現状と課題

ア 地域移行のネットワークの強化や地域の社会資源の開発、サービス等利用計画の質の向上、障害者虐待防止のネットワークの強化などを図るため、基幹相談支援センターの設置や障害者自立支援協議会などの体制をさらに充実・強化する必要があります。

イ 聴覚障害者が気軽に外出しやすい環境を整えるため、意思疎通支援事業の拡充を図る必要があります。

ウ 移動支援事業は、利用者数が安定しており、ニーズも高いと考えられます。

エ 地域活動支援センターⅠ型は、障害者に対する創作的活動や生産活動の提供に加え、専門的な相談支援、障害者自立支援協議会の運営、住宅入居等支援などの事業を行っています。本市の相談支援体制全体の充実のため、引き続き強化を図る必要があります。

オ 日中一時支援事業は、高い利用実績となっています。障害者の介護者を支援するサービスとして、サービスの質の向上を図る必要があります。

3 必要な見込量

事業名		見込量		
		3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)		有	有	有
自発的活動支援事業 (実施の有無)		有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業 (実施見込箇所数)	14	14	14
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有	有
	相談支援機能強化事業 (実施の有無)	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (実施の有無)	有	有	有
成年後見制度利用支援事業 (年間実利用見込者数)		30	30	30
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)		有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (月実利用見込件数)	130	135	140
	手話通訳者設置事業 (実設置見込者数)	5	5	5

事業名		見込量		
		3年度	4年度	5年度
日常生活用具 給付等 事業	介護・訓練支援用具 (年間給付見込件数)	40	40	40
	自立生活支援用具 (年間給付見込件数)	80	80	80
	在宅療養等支援用具 (年間給付見込件数)	100	100	100
	情報・意思疎通支援用具 (年間給付見込件数)	160	160	160
	排泄管理支援用具 (年間給付見込件数)	15,000	15,000	15,000
	居宅生活動作補助用具(住宅改 修費)(年間給付見込件数)	20	20	20
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了見込者数)		140	140	140
移動支援事業 (月実利用見込者数)		680	680	680
// (月延べ利用見込時間数)		9,000	9,000	9,000
地域活 動支 援 セ ン タ ー	地域活動支援センターⅠ型 (実施見込箇所数)	7	7	7
	// (月実利用見込者数)	90	90	90
	地域活動支援センターⅡ型 (実施見込箇所数)	8	8	8
	// (月実利用見込者数)	90	90	90
	地域活動支援センターⅢ型 (実施見込箇所数)	6	6	6
	// (月実利用見込者数)	80	80	80
発達障害者支援センター運営事業 (実施見込箇所数)		1	1	1
// (月実利用見込者数)		217	217	217

事業名		見込量			
		3年度	4年度	5年度	
障害児等療育支援相談事業 (実施見込箇所数)		7	7	7	
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の養成研 修事業	手話通訳者養成研修事業 (資格取得者数)	4	4	4	
	要約筆記者養成研修事業 (資格取得者数)	4	4	4	
	盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業(資格取得者数)	5	5	5	
	失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業(資格取得者数)	20	20	20	
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の派遣事 業	手話通訳者派遣事業 (年間実利用見込件数)	15	15	15	
	要約筆記者派遣事業 (年間実利用見込件数)	20	20	20	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣 事業(年間実利用見込件数)	200	200	200	
	失語症者向け意思疎通支援者派 遣事業(年間実利用見込件数)	5	5	5	
広域的な 支援 事業	精神障 害者地 域生活 支援広 域調整 事業	地域生活支援広域調整会議等 事業(協議会の開催見込数)	1	1	1
	地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者見込数)	20	20	20	
	災害時心のケア体制整備事業(専門 相談員配置の有無)	有	有	有	
	発達障害者支援地域協議会による体 制整備事業(協議会開催見込数)	1	1	1	
日中一時支援事業 (月実利用見込件数)		1,200	1,200	1,200	
福祉ホーム事業 (月実利用見込件数)		16	16	16	

事業名		見込量		
		3年度	4年度	5年度
社会参加促進事業	スポーツ大会・教室開催 (年間参加見込者数)	1,300	1,300	1,300
	芸術・文化開催 (年間応募見込者数)	400	400	400
	点字・声の広報発行 (年間発行見込回数)	34	32	34
	自動車運転免許取得助成 (年間取得見込件数)	19	19	19
	自動車改造費助成 (年間助成見込件数)	45	45	45

(4) 見込量確保のための方策

ア 地域の相談支援の拠点として位置づけられる基幹相談支援センターを設置し、地域活動支援センターⅠ型や地域生活支援拠点と連携し、地域の相談支援体制の充実を図っていきます。

イ 地域移行のネットワークの強化や地域の社会資源の開発、サービス等利用計画の質の向上、障害者虐待防止のネットワークの強化などを推進します。

ウ 障害者自立支援協議会については、基幹相談支援センターが運営することにより体制の充実を図ります。

エ 意思疎通支援事業の拡充を図るため、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳ガイドヘルパーの養成及び派遣事業の拡充に取り組んでいきます。

オ 移動支援事業は、必要な人が利用できるよう、引き続き拡充に取り組んでいきます。

カ 判断能力が十分ではない障害者の法的地位を確保し、財産や権利を保護する成年後見制度の啓発を行います。

キ 障害者自立支援協議会等を通じた研修、指導等により、日中一時支援事業等のサービスの質の向上を図ります。

ク 障害者の社会参加の促進と市民の障害に対する理解を深めるため、障害者やその家族、地域住民等による自発的活動を支援するとともに、スポーツ、芸術・文化などの活動をさらに充実させるよう努めます。

第5 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施体制と達成状況の

点検及び評価

障害福祉計画及び障害児福祉計画の着実な推進のために、第2で定めた目標について、第3及び第4で定めた各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み等を活動指標とし、目標及び活動指標の実績を把握し、評価するとともに、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があると認められる場合は障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しを実施する体制を整備します。

1 目標と活動指標

◆目標と活動指標を次のとおり整理します。

目 標	活 動 指 標
福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・ 地域生活移行者数 ・ 施設入所者数の減	○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
地域生活支援拠点等有する機能の充実 ・ 年1回以上運用状況の検証及び検討	○運用状況の検証及び検討

目 標	活 動 指 標
<p>福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者数 ・就労定着支援事業の利用者数 ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）から一般就労への移行者数 ○就労定着支援事業の利用者数
<p>障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置数 ・保育所等訪問支援を実施する事業所数 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを実施する事業所数 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援の利用者数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用者数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用者数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用者数、利用日数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数 ○福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設の入所者数 ○障害児相談支援の利用者数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
<p>相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・専門的な相談支援の実施有無 ○地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の実施回数
<p>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数 ○障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数

2 評価のスケジュール

目標及び活動指標の評価及びそれに伴う見直し等については、おおむね次のスケジュールにより行います。

庁外機関としては、障害者施策推進協議会又は障害者自立支援協議会等を想定し、調整します。

(1) 5～7月 進捗状況調査

前年度の進捗状況の調査・分析を行います。

(2) 7月 庁内推進会議における課題等の整理

調査・分析に基づき、課題等の整理を行います。

(3) 8月 庁外機関による進捗状況確認及び意見集約

進捗状況、課題等を報告し、意見を集約します。

(4) 8～9月 事業化等の方針検討

進捗状況や意見を踏まえ、事業化の方針を検討します。

(5) 10月 庁内推進会議における事業化案の検討

事業化の方針に沿って、事業化案について検討します。

(6) 2月 庁内推進会議における事業化案の確認

事業化案について進捗状況を確認します。

(7) 2～3月 庁外機関による次年度の取り組みの確認及び意見集約

次年度の取り組みについて報告し、意見を集約します。